

教育委員会会議 定例会

令和 2 年 3 月 2 4 日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

# 1 議 案

- 第 68 号 山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則
- 第 69 号 山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令
- 第 70 号 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示
- 第 71 号 教育委員会所属長等の人事について
- 第 72 号 山梨県教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 第 73 号 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 74 号 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 75 号 山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則
- 第 76 号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令
- 第 77 号 「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定について
- 第 78 号 医師診療実験従事手当支給規程を廃止する訓令
- 第 79 号 山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
- 第 80 号 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第 81 号 山梨県教育支援委員会規則を廃止する規則
- 第 82 号 「山梨県立高等学校長期構想2020」の策定について
- 第 83 号 「やまなし特別支援教育推進プラン2020」の策定について

## 2 報 告 事 項

( 16 ) 県立学校事務長等の人事について

( 17 ) 職員の処分について

## 3 その他の報告

( 36 ) 高校改革アンケート調査結果の概要について

( 37 ) 「やまなし子供・若者育成指針」の策定について

( 38 ) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

( 39 ) 令和元年度山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について

( 40 ) 子供たちが自分で自分の身を守る能力を育む教材について

議案第 68 号

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

[別途資料配付]

議案第 69 号

山梨県教育委員会の組織再編に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令

[別途資料配付]

議案第 70 号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示 [別途資料配付]

議案第 71 号

教育委員会所属長等の人事について [別途資料配付]

議案第 72 号

山梨県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

提案理由

教育委員会会議において、会議を非公開とすることができる事項を明らかにしておく必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

規則名	山梨県教育委員会会議規則の一部を改正する規則
趣旨	教育委員会会議において、会議を非公開とすることができる事項を明らかにしておく必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、教育委員会の会議は、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができるとしている。</li> </ul> <p>※地教行法第14条第7項：</p> <p>教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ このため、本県においては、知事又は議会などの関係機関との協議を必要とする事項、個人情報を含む事項については、教育長の発議により、当該会議の出席者に諮り、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開としている。</li> <li>○ 他府県においては、出席者が議決したときに非公開とすることができる事項を規則に規定し、明らかにしているところもある。</li> <li>○ こうした他府県の状況を鑑み、また、会議の適正な運営に資するため、非公開とできる事項を規定する必要がある。</li> </ul> <p>2 規則改正の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出席者の議決により非公開とができる事項として、次の7つを規定する（いずれも、現在、非公開とできるものとして会議に諮っているもの）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①職員の身分取扱いその他人事に関すること。</li> <li>②附属機関の委員の委嘱又は任免に関すること。</li> <li>③知事又は議会などの関係機関との協議等を必要とすること。</li> <li>④被表彰者に関すること。</li> <li>⑤訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。</li> <li>⑥個人情報を含み、個人の権利利益を害するおそれのあること。</li> <li>⑦公開することにより教育行政の運営に支障が生じるおそれのあること。</li> </ul> </li> </ul>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし





この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会議規則新旧対照表

新

旧

第一条 教育委員会の会議(以下「会議」という。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条～第十二条 略

第一条 教育委員会の会議(以下「会議」という。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条～第十二条 略

第十三条 次の各号に掲げる事項について審議し、及び報告を受ける場合においては、法第十四条第七項ただし書の規定により会議を非公開とすることができる。

- 一 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関すること。
- 二 附属機関の委員の委嘱又は任免に関すること。
- 三 議会の議決を経るべき事案、知事又は議会に対する意見の申出その他関係機関との協議等を必要とすること。
- 四 被表彰者に関すること。
- 五 訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。
- 六 個人に関する情報を含み、会議を開くことにより個人の権利利益を害するおそれのあること。
- 七 前各号に定めるもののほか、会議を開くことにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのあること。

会議を非公開とするときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者をすべて議場の外に退去させなければならない。

第十三条の二 会議は、傍聴することができる。ただし、その決議により、秘密会としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

議案第 73 号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

一人ひとりの障害の特性や発達段階の違いに対応したきめ細かな教育を実現するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規則の概要

教育庁総務課

規則名	山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則
趣取旨	一人ひとりの障害の特性や発達段階の違いに対応したきめ細かな教育を実現するため、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <p>○特別支援学級は、学年や特性も異なる児童生徒を担任一人で指導するという困難な状況にあることに加え、特別な支援を必要とする児童生徒数は増加する傾向にある。</p> <p>○児童生徒一人ひとりに向き合ったきめ細かで質の高い教育を実現するため、通常学級の少人数教育推進と併せ、複雑多岐にわたる教育課題に対応する必要がある。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし



山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に  
関する規則新旧対照表

		新		旧	
		(学級編制の基準)		(学級編制の基準)	
		第二条 学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表 中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児童又は 生徒の数を基準として編制するものとする。		第二条 学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表 中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児童又は 生徒の数を基準として編制するものとする。	
学校の 種類	学級編制の区分	一学級の児童又 は生徒数	学校の 種類	学級編制の区分	一学級の児童又 は生徒数
小学校	略	七人	小学校	略	八人
中学校	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	七人	中学校	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
2・3 略	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人	2・3 略	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

議案第 74 号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

提案理由

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

題名	山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨	山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <p>○令和2年3月、山梨県附属機関の設置に関する条例の一部が改正され、大村智自然科学賞選考委員会を附属機関とし規定した。</p> <p>※ 附属機関：調停、審査、諮問又は調査のために置く機関。条例で定める必要がある（地方自治法202条の3）。近年、県の要綱により設置された職員以外の者を構成員とする会議体について、違法であると判示される傾向にある。</p> <p>○この改正に伴い、関係規則の改正を行う必要がある。</p> <p>2 規則改正の内容等</p> <p>○大村智自然科学賞選考委員会の庶務を行う所属として、高校教育課を規定する。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし



この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県附属機関の認取置に関する条例施行規則新旧対照表

新

(庶務)

第十一條 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において處理する。

附属機関	所属
山梨県図書館協議会	図書館
山梨県高等学校審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県へき地等教育振興審議会	義務教育課
山梨県特別支援教育振興審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県地方産業教育審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県生涯学習審議会	生涯学習課
大村智自然科学賞選考委員会	高校教育課

旧

(庶務)

第十一條 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において處理する。

附属機関	所属
山梨県図書館協議会	図書館
山梨県高等学校審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県へき地等教育振興審議会	義務教育課
山梨県特別支援教育振興審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県地方産業教育審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県生涯学習審議会	生涯学習課

議案第 75 号

山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員等の任用の手続きを定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

規則名	山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則
趣旨	会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員等の任用の手続きを定める必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年5月、地方公務員法等の一部が改正され、一般職の会計年度任用職員（非常勤職員）の任用等に関する制度の明確化等が図られた（令和2年4月1日施行）。</li> <li>○ 本県においても、会計年度任用職員制度を導入するため、給与・勤務時間等関係条例について所要の改正を行い、令和2年度から会計年度任用職員を任用することとした。</li> <li>○ このため、会計年度任用職員の任用に関する手続きを定める必要がある。</li> </ul> <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計年度任用職員の任用手続きを次のとおり定める。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育職員以外の会計年度任用職員の任用の決定は、総務課長の固有専決とする。</li> <li>(2) 教育職員である会計年度任用職員のうち、県費負担教職員の任用の決定は、義務教育課長の固有専決とする。</li> <li>(3) 教育職員である会計年度任用職員のうち、県費負担教職員以外の教育職員の任用の決定は、高校教育課長の固有専決とする。</li> </ul> </li> </ul>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし





十一	る学校	地方公務員協議会の委員の決定に三項目第三項第二号に規定すること。	十 関する地 方公務員法第 三条第 三条第 三项第 二号に規 定する職 として雇 用す	第三条に規 定する教 職員（県 費負担教 職員を除 く。）の任 用に際して の補助教 職員を除 く。	女子教 職員の任 用に際し ての確保 に關する 法律に	除く。）の 任用に際 しての確 保に關す る法律	規定する職 員であつて 教育職員で あるもの（ 県費負担教 職員を除 く。）の任 用に際して の確保に關 する法律	地 方公務員の 育児休業等 に関する事 項に規定す る者を除く。 ）の任用に 際しての確 保に關する 法律	第一項及 び第四項に 規定する者 を除く。）の 任用に關係す ること。	七 費負擔教 職員に限 る。）の任 用に關係す ること。
----	-----	----------------------------------	--	---	--	--------------------------------------	--	--	--	---

高校教育課長

## する学校評議員の決定に関すること。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会事務決裁規則新旧対照表

新		旧	
(課長等の固有専決事項)		(課長等の固有専決事項)	
第五条 課長及び所長の固有専決事項は次のとおりとする。		第五条 課長及び所長の固有専決事項は次のとおりとする。	
一 教育庁及び学校その他の教育機関における地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二に規定する会計年度任用職員(教育職員を除く。)の任用に関すること。	総務課長	一 教育庁及び学校その他の教育機関における地方公務員法(昭和十二条の三又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百十号)第六条第一項第二号に規定する職員(教育職員を除く。)の任用に関すること。	総務課長
二 地方公務員法		二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第三号に規定する職として	
三 地方公務員法	第三条第三項第三号に規定する職として		

<p>雇用する教育庁及び学校その他の教育機関の職員（第十一項に規定する者を除く。）の決定に関すること。</p>	<p>四 地方公務員法第二十二条の二に規定する会計年度任用職員（県費負担教職員による。）の任用に関すること。</p>	<p>義務教育課長</p>
<p>雇用する教育庁及び学校その他の教育機関の職員（教育職員を除く。）の決定に関すること。</p>	<p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条及び女子職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第一百二十五号）第三条の規定による県費負担教職員の臨時的任用に関すること。</p>	<p>義務教育課長</p>

る県費負担教職員の決定に関すること。

高校教育課長

七 地方公務員法第二十二条の二に規定する会計年度任用職員（第一項及び第四項に規定する者を除く。）の任用に関すること。

八 地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第二号に規定する職員であつて教育職員であるもの（県費負担教職員を除く。）の任用に関すること。

五 地方公務員の育児休業等に関する法律第六条及び女子職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条の規定による教育職員（県費負担教員を除く。）の臨時の任用に関すること。

高校教育課長

九 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条に規定する教職員（県費負担教職員を除く。）の任用に関すること。

十 地方公務員法第三条第三項第二号に規定する職として雇用する学校運営協議会の委員の決定に関すること。

十一 地方公務員法第三条第三項

第三号に規定する職として雇用  
する学校評議員  
の決定に関すること。

六 地方公務員法第三条第三項  
第三号に規定する職として雇用  
する教育職員（県費負担教員を  
除く。）の決定に関すること。

議案第 76 号

会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係規程の整理を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 訓令の概要

教育庁総務課

教育庁福利給与課

題名	会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令
趣旨	会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係規程の整理を行う必要がある。
内容	<p>1 訓令改正等の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年5月、地方公務員法等の一部が改正され、一般職の会計年度任用職員（非常勤職員）の任用等に関する制度の明確化等が図られた（令和2年4月1日施行）。</li> <li>○ 本県においても、会計年度任用職員制度を導入するため、給与・勤務時間等関係条例について所要の改正を行い、令和2年度から会計年度任用職員を任用することとした。</li> <li>○ この条例改正に伴い、関係する教育委員会訓令の改正等を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 訓令改正等の内容</p> <p>(1) 山梨県教育事務所処務規程の一部改正</p> <p>2月以内又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員の任用については、教育事務所長の共通専決事項とする。</p> <p>(2) 山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正</p> <p>会計年度任用職員の安全衛生管理については、正規の職員と同様とする。</p> <p>(3) 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の廃止</p> <p>非常勤の教育職員は、全て会計年度任用職員に移行し、条例に基づき給与が支給されることから、当該規程を廃止する。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	<p>(3) 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の廃止</p> <p>令和2年3月31日以前の勤務に係る非常勤の教育職員の手当支給に関しては、本規程廃止後も従前の例による。</p>
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第号

会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のよう

に伴う関係訓令の整理に

する。公立小学校

を次のように定める。

立中学校

立小学校

立中学

立図書館

立育事務所

立一般

会計年度任用職員制度導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のよう

に伴う関係訓令の整理に

する。公立小学校

を次のように定める。





所屬名	氏名	職員番号	生年月日	年齢	性別	採用年月日	住所	別紙
-----	----	------	------	----	----	-------	----	----



山梨県教育事務所処務規程新旧対照表（第一 条関係）

新

(所長の専決)

第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一～三 略

四 二月以内の期間又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十  
分未満の会計年度任用職員の任用に関すること。

五～九 略

旧

(所長の専決)

第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一～三 略

四 二月以内の期間の臨時的  
任用に関すること。

五～九 略

山梨県教育委員会 安全衛生管理規程新旧対照表（第第一一条関係）

新  
旧

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

をいう。

二 略

(衛生管理医)

第九条 職員の健康管理その他教育長が定める事項を行わせるため、衛生管理医を置く。

- 2 衛生管理医は、法第十三条に規定する産業医その他医師である者のうちから教育長が選任する。

(養護措置の変更)

第十七条 略

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第十八条 総括安全衛生管理者は、職員の心身の状態に関する

情報を適切かつ有効に取り扱うことを目的として教育委員会が定める指針に基づき、当該情報を適正に管理しなければならない。

- 2 職員の安全又は衛生に関する業務に従事した職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）

をいう。

二 略

(衛生管理医)

第九条 法第十三条に規定する産業医は、衛生管理医と称する。

- 2 衛生管理医は、教育長が選任する。

(養護措置の変更)

第十七条 略

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第十八条 総括安全衛生管理者は、職員の心身の状態に関する

情報を適切かつ有効に取り扱うことを目的として教育委員会

が定める指針に基づき、当該情報を適正に管理しなければな

らない。

第十九条・第二十条 略

第十八条・第十九条 略

(臨時又は非常勤の職員の安全衛生管理)

第二十条 六箇月以上引続き雇用する臨時又は非常勤の職員の  
安全衛生管理については、職員に準じて行うものとする。

(実施規定)

第二十一条 略

(実施規定)

第二十一条 略



## 第5号様式(第20条関係)

第 年 月 号 日

機械安全衛生管理者 殿

所 長 署  
所長職員名

印

職員事故届出書

このことについて山梨県教育委員会安全衛生管理規則第20条の規定により次のとおり届け出ます。

記

事故の当事者職員名

事故の発生年月日

事故の概要

職員の状況

## 第5号様式(第19条関係)

第 年 月 号 日

機械安全衛生管理者 殿

所 長 署  
所長職員名

印

職員事故届出書

このことについて山梨県教育委員会安全衛生管理規則第19条の規定により次のとおり届け出ます。

記

事故の当事者職員名

事故の発生年月日

事故の概要

職員の状況

## 議案第77号

### 山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

#### 提案理由

山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に伴い、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 方針の概要

教育庁総務課

題名	山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針
趣旨	山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に伴い、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める必要がある。
内容	<p>1 方針制定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年3月、山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部が改正され、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために措置については、教育委員会の定めにより行うこととした（令和2年4月1日施行）。</li> <li>○ この改正に伴い、山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定。教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を定めるとともに、その他の必要な事項については、教育委員会が別に定めることとした。</li> <li>○ 山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に伴い、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について定める必要がある。</li> </ul> <p>2 方針の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務時間の考え方 時間外勤務を命ずる業務（超勤4項目）以外の業務を行う時間も含めた在校等時間を管理の対象とする。</li> <li>○ 上限時間 ※規則と同様</li> <li>○ 山梨県教育委員会が講ずる措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在校等時間の客観的な方法による計測、適切な管理実施等</li> <li>・健康及び福祉の確保のための医師による面接指導の実施等</li> <li>・各学校の取組状況の把握と必要な環境整備等の取組実施</li> <li>・上限時間の範囲を超えた学校の業務等の状況の事後的検証</li> <li>・保護者及び地域住民等の理解を得るための方針の周知 等</li> </ul> </li> </ul>
施行期日	令和2年4月1日から適用する。
留意点	なし
参考事項	なし

# 山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年3月 日  
山梨県教育委員会

## 第1 趣旨

この方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「法」という。)第7条及び山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第47号。以下「条例」という。)第7条並びに山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年山梨県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、条例第2条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)であって山梨県教育委員会が服務を監督するものの業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する方針(以下「方針」という。)として、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象の範囲

- (1) この方針は、法第2条に規定する山梨県立学校の教育職員の服務を監督する山梨県教育委員会を対象とする。
- (2) この方針に掲げる措置は、法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、事務職員、学校栄養職員その他の学校職員については、労働基準法第36条に基づく協定(36協定)における時間外労働の限度時間が適用されることに留意する。

## 第3 業務を行う時間の上限

### (1) この方針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとつて授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が条例第6条第2項に規定する時間外勤務を命ずる業務(超勤4項目)以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、山梨県教育委員会が管理する対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として山梨県教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 山梨県教育委員会が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

## ニ 休憩時間

### (2) 上限時間の原則

山梨県教育委員会は、山梨県立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間(以下「1箇月時間外在校等時間」という。) 45 時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下「1年間時間外在校等時間」という。) 360 時間

### (3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100 時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720 時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数6月

ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80 時間

## 第4 山梨県教育委員会が講ずる措置

山梨県教育委員会は以下の措置を講ずるものとする。

(1) 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針(令和2年1月17日付け文部科学省告示第1号)を参考にしながら、山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等に基づき定めること。

(2) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

(3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意すること。
- イ 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - ロ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
  - ハ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- ニ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ホ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ヘ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (5) この方針を踏まえた各学校における取組の実施状況を把握すること。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、教育職員の在校等時間がこの方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- (6) 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講すべき措置に關し、山梨県人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。
- (7) この方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広くこの方針の周知を図ること。

## 第5 留意事項

### (1) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに山梨県教育委員会等の関係者は、この方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

### (2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあつてはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

## 附 則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。

議案第 78 号

医師診療実験従事手当支給規程を廃止する訓令

提案理由

既に効力を失った訓令について、廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 訓令の概要

### 教育庁福利給与課

題名	医師診療実験従事手当支給規程を廃止する訓令
趣旨	既に効力を失った訓令について、廃止する必要がある。
内容	<p>1 規程廃止の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊勤務手当である医師診療実験従事手当は、診療又はこれに関する実験に従事した医師に対して支給される手当として、昭和31年の山梨県職員給与条例の一部改正で制定され、その手当額は任命権者が定めると規定された。</li> <li>○ 教育委員会では、医師診療実験従事手当支給規程（本規程）を制定して手当額を定め、昭和39年4月から適用してきた。</li> <li>○ 昭和46年、当該条例の一部が改正され、特殊勤務手当の手当額及び支給要件等支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとなり、現行の「特殊勤務手当に関する規則」が制定された（昭和47年1月から施行）。</li> <li>○ 医師診療実験従事手当については、特殊勤務手当に関する規則において、手当額等支給に関する事項が規定されており、本規程は既に効力がない。このため、本規程を廃止する必要がある。</li> </ul> <p>※ 知事部局では、医師診療実験従事手当の手当額を定めた「特殊勤務手当支給規程」を、昭和47年1月に廃止している。</p> <p>2 訓令の内容</p> <p>医師診療実験従事手当支給規程を廃止する。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第

号

中

一

般

令和二年三月日支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

山梨県教育委員会

教育長

廃止する。医師診療実験従事手当支給規程（昭和三十九年山梨県教育委員会訓令甲第三号）は、

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

規程を廃止する

議案第 79 号

山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

提案理由

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正に伴い、山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規則の概要

教育庁義務教育課  
教育庁高校教育課

<b>規則名</b>	山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
<b>趣旨</b>	山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正に伴い、山梨県教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定める必要がある。
<b>内容</b>	<p>1 規則制定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年3月、山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部が改正され、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、教育委員会の定めにより行うこととした（令和2年4月1日施行）。</li> <li>○ この改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定める必要がある。</li> </ul> <p>2 規則の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間（時間外在校等時間）の上限を次のとおり定める。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1か月の時間外在校等時間 45時間以内</li> <li>② 1年間の時間外在校等時間 360時間以内</li> </ul> <p>※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）</p> </li> <li>○ 上記のほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める（上限方針を定める）。</li> </ul>
<b>施行期日</b>	令和2年4月1日から施行する。
<b>留意点</b>	なし
<b>参考事項</b>	なし





3  
及び福社の確保を図るためには、前二項に定めるもののはか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。  
四つて業務を行う月数について八箇月及び五箇月ごとに区分けた各期間に正規の勤務時間以外の時間において一箇月あたりの平均時間を超えて、一年のうちに一箇月及び五箇月ごとに区分けた各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月未満の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行なう。  
員の業務量の適切な管理を行なう。次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員が業務を行なう時間外に業務を行なう時間から所定の勤務時間まで、教育職員の業務量の適切な管理を行なう。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

議案第 80 号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

提案理由

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部改正に伴い、専攻科授業料の納期限について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規則の概要

### 教育庁高校教育課

規則名	山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
趣取旨	山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部改正に伴い、専攻科授業料の納期限について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <p>○令和2年3月、山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部が改正され、専攻科の生徒（高等学校等就学支援金の受給権者に準ずるものとして教育委員会が定めるものを除く。）が4月24日までの間に高等学校等就学支援金の認定申請に準ずるものとして教育委員会が定める申請をしたときは、申請をした年度の4月から6月までの授業料の納期限を7月20日まで延長することとした（令和2年4月1日施行）。</p> <p>※ 高等学校等就学支援金：生徒の保護者等の課税額を要件（認定要件）として、対象となる生徒に国が費用負担し支給される支援金。生徒が負担する授業料が実質的に無償となる。</p> <p>○この改正に伴い、高等学校等就学支援金の受給権者に準ずる生徒及び同支援金の認定申請に準ずる申請を定める必要がある。</p> <p>2 規則改正の内容等</p> <p>○高等学校等就学支援金の受給権者に準ずる生徒については、山梨県公立高等学校専攻科修学支援金支給要領の規定により支給する専攻科支援金（専攻科支援金）の受給権者である生徒とする。</p> <p>○高等学校等就学支援金の認定申請に準ずる申請については、専攻科支援金の認定申請とする。</p> <p>※ 専攻科支援金：県が専攻科生徒の授業料に係る支援を行う場合に、その経費の1/2を国が補助する制度。令和2年度開始。年収270万円未満であれば生徒の負担なし、年収270万円～380万円であれば生徒の負担1/2。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第号  
山梨県教育委員会規則を次のように定める。  
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則  
山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改定する。  
第十二条第一項に規定する高等学校等就学支援金の支給権者（第



山梨県立高等学校学則新旧対照表

新

旧

第二十五条 略

2 略

3 高等学校(全日制の課程に限る。)に在学する者(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第五条第一項に規定する受給権者(第三十九条及び第三十九条の二において「受給権者」という。)を除く。)が当該高等学校に在学する年

度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において条例第二条第四項の規定により教育委員会が指定する日までに同法第四条の認定の申請(第三十九条において「認定申請」という。)をしたときは、第一項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。

4 前項の規定は、高等学校専攻科に在学する者について準用する。

この場合において、前項中「全日制の課程」とあるのは「専

攻科」と、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第五条第一項に規定する受給権者(第三十九条

及び第三十九条の二において「受給権者」という。)とあるのは「山梨県公立高等学校専攻科修学支援金支給要領の規定により支給する専攻科支援金(この項において単に「専攻科支援金」という。)の受給権者」と、「同法第四条の認定の申請(第三十九条において「認定申請」という。)とあるのは「専攻科支援金の認定の申請」と、「前項本文」とあるのは「第二項本文」と読み替えるものとする。

5 略

第二十五条 略

2 略

3 高等学校(全日制の課程に限る。)に在学する者(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第五条第一項に規定する受給権者(第三十九条及び第三十九条の二において「受給権者」という。)を除く。)が当該高等学校に在学する年

度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において条例第二条第四項の規定により教育委員会が指定する日までに同法第四条の認定の申請(第三十九条において「認定申請」という。)をしたときは、第一項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。

4 略

6  
第二十六條～第四十一条 略

5  
第二十六條～第四十一条 略

議案第 81 号

山梨県教育支援委員会規則を廃止する規則

提案理由

附属機関及び懇談会等行政運営上の会合の設置及び運営に関する管理方針が示されたことに鑑み、規則を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規定の概要

### 教育庁高校改革・特待支援教育課

題名	山梨県教育支援委員会規則を廃止する規則
趣旨	附属機関及び懇談会等行政運営上の会合の設置及び運営に関する管理方針が示されたことに鑑み、規則を廃止する必要がある。
内容	<p>1 規則廃止の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年8月、学校教育法施行令の一部改正に伴い、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する」という従来の就学先決定の仕組みを改め、「障害の状態、本人・保護者の意見等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定することが適当」とされた。</li> <li>○ これを踏まえ、本県でも、平成26年3月、「山梨県障害児適正就学推進委員会」を「山梨県教育支援委員会」に改めた。 ※山梨県障害児適正就学推進委員会：市町村教育委員会からの求めに応じ、当該生徒等の就学先決定のための調査・審議を行う機関。 ※山梨県教育支援委員会：市町村教育委員会からの求めに応じ、当該生徒等の就学に関し、専門的な見地から助言等を行う機関。</li> <li>○ 一方、近年、県の要綱に設置された職員以外の者を構成員とする会議体について、地方自治法上条例で定める附属機関に該当し違法であると判示される傾向にあり、県内においても同様の内容の判決が下されている。</li> <li>○ このため、県民に信頼される行政運営に取り組み、県に訴訟が提起されるリスクを最小化するため、令和2年3月、行政経営管理課から附属機関及び懇談会等行政運営上の会合の設置及び運営に関する管理方針が示され、助言・提案等の場として開催する会合は、省令、訓令等を根拠としては開催しないものとされた。（要綱設置とする）</li> <li>○ 山梨県教育支援委員会は、意思決定や意見集約は行わず、助言等を行う会議体であるため、規則を根拠として支援委員会を開催することは適当でない。</li> <li>○ このため、関係規則を廃止する必要がある。</li> </ul> <p>2 規則の内容</p> <p>山梨県教育支援委員会規則を廃止する。</p> <p>※山梨県教育支援委員会は、障害のある生徒等の就学等に関し、助言を行う機関として必要であることから、教育支援委員会の開催に係る要綱を整備し、引き続き、開催する。</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第

号

山梨県教育支援委員会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和

年

月

日

山梨県教育委員会

教 育 長

る。  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
山梨県教育支援委員会規則（平成二十六年山梨県教育委員会規則第三号）は、廃止す  
る。

議案第 82 号

「山梨県立高等学校長期構想2020」の策定について

提案理由

「山梨県教育振興基本計画」に基づき、『魅力ある高校づくり』推進のとして、「山梨県立高等学校長期構想2020」を策定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	「山梨県立高等学校長期構想2020」の策定について												
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立高校については、平成21年10月策定の「県立高等学校整備基本構想」に基づき、生徒減少期における『魅力と活力ある高校づくり』を推進してきた。同整備基本構想は令和2年3月に期間満了を迎える。</li> <li>○ 次期構想の策定のため、平成30年6月に山梨県高等学校審議会に「県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項について」諮問し、令和元年8月に答申を受けた。</li> <li>○ 令和元年10月24日及び12月19日に開催された総合教育会議において、次期構想について協議された。</li> <li>○ 「山梨県立高等学校長期構想2020（仮称）」の策定に当たり、広く県民の意見を反映させるため、県民意見提出制度により意見を募集した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 募集期間 令和2年1月6日（月）～20日（月）</li> <li>2 募集方法 県民情報センター及び地域県民センターに資料を備え付けるとともに、県のホームページに構想素案を掲載し、広く意見を求めた。</li> </ul> </li> </ul>												
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民意見提出制度の結果 寄せられた意見については、県民意見提出制度実施要綱第7に基づき意見の概要及びこれに対する県としての考え方などを公表することとされている。           <table> <tbody> <tr> <td>1 意見の提出者数</td> <td>13個人</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>2 意見の件数</td> <td>56件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 意見の内容及び県の考え方</td> <td colspan="2">【別紙のとおり】</td> </tr> <tr> <td>4 意見への対応</td> <td>修正加筆等意見反映 記述済み 実施段階検討 反映困難 その他</td> <td>4件 11件 29件 2件 10件</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 「山梨県立高等学校長期構想2020」の策定 パブリックコメントの結果を踏まえ、「山梨県立高等学校長期構想2020」を別添のとおり策定したい。</li> <li>○ 今後の予定           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 3月27日（金）の庁議に策定を報告</li> <li>• 関係機関あて通知及びホームページ掲載等により策定を周知</li> </ul> </li> </ul>	1 意見の提出者数	13個人	1団体	2 意見の件数	56件		3 意見の内容及び県の考え方	【別紙のとおり】		4 意見への対応	修正加筆等意見反映 記述済み 実施段階検討 反映困難 その他	4件 11件 29件 2件 10件
1 意見の提出者数	13個人	1団体											
2 意見の件数	56件												
3 意見の内容及び県の考え方	【別紙のとおり】												
4 意見への対応	修正加筆等意見反映 記述済み 実施段階検討 反映困難 その他	4件 11件 29件 2件 10件											

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県立高等学校長期構想2020」（素案）

No	該当箇所	意見の内容(概要)	意見数	意見に対する県の考え方
1	1. 構策定の基本的な考え方	<p>部活動のあり方について根本的に制度を見直す必要。教職員の多忙の主な理由が部活動指導。部活動はフレンドシップ、リーダーシップ、フォロアーシップ等を育む良い機会となっているが、生徒数から算出される教員数の減少により、多様な部活動を展開することが困難になっている。そのため、以下のようなシステムを構築することで、子どもの可能性の伸長、多様なニーズに応えたり、山梨県全体の競技レベルの向上を目指すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の指導を完全に外部人材に委託できるシステム。育成プログラム（研修の必修化等）の策定。部活動を担当したい者は担当し、その代わり、持ち時間減。決定は、本人の希望と最終的には校長の任命によるものとする。（本人が希望してきても、校長が適切だと考えない場合は、担当させないという担保を作ろ。）</li> </ul>	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>部活動につきましては、教育課程外の活動であります、その教育的な効果、地域の各団体との連携、教員の多忙化改善等、さまざまな面を踏まえ、そのあり方や運営方法等を検討していきます。</p>
2		<p>ICTを活用させたいが、Wi-fi環境さえも整っていないこと、タブレット、TV、プロジェクター等の整備も進んでいない。県立高校ということで、中学生がどの学校を選んでも、基礎的教育環境配備の点では、差が出ないような配慮を。</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>ICTの活用につきましては山梨県高等学校審議会R元年答申において積極的な活用が求められたほか、R元年度開催の山梨県総合教育会議においては、Wifi環境等ICT環境の整備について提言がなされています。また、文部科学省ではGIGAスクール構想の実現に向けた動きも始まっています。答申や提言、国の動向を踏まえICT環境や活用方法につきまして検討していきます。</p>
3		<p>子どもはひとりの「人間」。国や企業のための「人材」ではない。素案に「人材」の文字がちりばめられている。山梨県も国や企業のように高校教育に「人材」製造機関を求め、目指しているのか。憲法と旧・教育基本法の考え方方が「国家のための、企業の経済活動のための」教育に転換させられようとしていることに、この国に生きるひとりの国民として、子を育てるひとりの親として猛烈に抗議する。国や経済界のニーズに応えようとするあまり、職業訓練の側面が過度に強調された構想だ。学校指導要領は法律ではない。「ひとりひとりの子供たち」が、自分らしく幸せにこの社会で暮らせるよう、「子どもたちの未来を拓く」ための視点と方向性で、国や経済界に引きずられることなく、山梨県独自の高校づくりを進めるべき。</p>	1	<p><b>【その他】</b></p> <p>高校における生徒の教育につきましては、教育基本法、国の教育振興基本計画、山梨県教育振興基本計画等関連する諸法令や各種計画等を踏まえ、生徒一人ひとりが個性や特性を生かし、前向きに諸課題の解決に向かい、たくましく未来を切り拓くことのできる力を育むことができるよう推進していきます。</p>
4	2 学校のあり方	<p>長期構想がありながら、高校再編をどうしていくのかの視点がない。高校の整備計画を具体的に記載する必要がある。</p> <p>「高等学校の適正規模は、一学年160人～320人とします。」その後段の「入学者が適正規模を下回る見込みとなり・・・学校のあり方を検討します。」は削除し、「高等学校の適正規模は、全県一律ではなく、地域・校種に応じて柔軟に考えます。」「あわせて、県独自の教職員加配も含めた少人数学級を推進します。」とする。</p>	6	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>高等学校は、生徒たちの学びの場のみならず、地域の知の拠点であることや地域活性化の核としても考えられることの他、その有無による人口増減への影響など、さまざまな局面があります。そのため、これからの学校のあり方は、地域の住民や子どもたちの意見、ICT技術の活用の可能性、全県一学区制度における生徒の進路動向などを踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えております。</p>
5		<p>学校の適正規模は160人～320人としながらも、直ちに再編を対象とするのではないことを明言されていることは良いと思います。</p> <p>地域の実情（地域によっては中学生数が減少していない）やニーズに配慮する点も高く評価します。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b></p> <p>これからの学校のあり方は、地域の住民や子どもたちの意見、ICT技術の活用の可能性、全県一学区制度における生徒の進路動向などを踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えております。</p>
6				
7	2 学校のあり方（5）私立学校のあり方	<p>これまで、公立高等学校収容定員の算定方法やその過程が不明確であり、今後ますます少子化が進行することが明白であるため、今回算定方法が明確に示されていることは良いことであると考えます。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b></p> <p>公私それぞれが将来の生徒数を予測しながら、長期的な視点で学校づくりを進めます。</p>

8 り方	<p>基本的なスタンスは、公私協調と相互の切磋琢磨である。中学生や保護者の多様なニーズに応える意味で、公立高校と私立学校をこのように位置づけるのは、はなはだ疑問である。この考え方は、明らかに公立高校と私立高校の役割を分化し、不登校をはじめ課題ある生徒や地域人材の育成は前者で、グローバル人材や難関大学等の希望者は後者でといったイメージを抱いてしまう。</p>	1	<p><b>【その他】</b> 公私立学校のあり方については、その担うべき役割を完全に分化させるのではなく、それぞれの特徴を踏まえながら、協調を基に高校教育を振興していくこととしております。公立高校については、産業人材や不登校生徒等への対応、難関校への進学を含め幅広い役割を担っているものと理解しております。</p>
9	<p>「公立高等学校収容定員と公私比率」について、ここまで踏み込んで掲載したことについては評価（驚き）しますが、可能であれば、実際の総定員算出例について掲載できないか。定員発表時における報道においても、この計算式を示し、県民に周知する必要がある。</p> <p>「公私協調」という基本路線には賛成だが、実際の入試では、公立高校を希望する多くの生徒が私立高校に行かなければならぬという現実をどう捉えるのか記述が欲しい。公立高校の定員割れは、都市部以外の学校の定員確保という観点から避けられることであり、公立高校を受験する中学生にとっては、公私比率以上に厳しい現実になっている。</p>	1	<p><b>【その他】</b> 各年度入学生の公立高校の収容定員は、山梨県公私立高等学校協議会における検討を経て教育委員会で決定しております。同協議会は公開の場で行っております。</p>
3 10 11 12	<p>3 入学者選抜制度 入試内容を「前期入試は学力検査、後期入試は自己推薦」にすることを提案する。</p>	1	<p><b>【反映困難】</b> 全日制高校の入学者選抜における前期募集・後期募集の制度につきましては、山梨県入学者選抜制度審議会H17年答申に基づき導入し、山梨県高等学校審議会H24年答申における検証を踏まえた改善を図っております。山梨県高等学校審議会R元答申において前期募集は存続するべきと提言されたところであり、当面は現行制度を継続します。</p>
	<p>全県1学区制度は、子どもたちの多様なニーズに応えられる制度なので良い。私学にも就学支援金が出されるようになったため、中学生にとって進路の幅が広がり、安心して県立高校を受験することができるようになった。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b> 県立高校の入学者選抜における全県一学区の制度につきましては、当面は現行制度を継続します。</p>
	<p>全県一学区制度により、私立高校を含めると甲府地域に南アルプス、峡東地域を中心に高校生が集っている。その結果が3割前後の生徒が地域外の高校に進学する結果となっているが、甲府地域では希望外で地域外へ、他地域では希望で他地域へという比率が高いのではないか。P12の課題の2~5番目まではそうした実態を表しており、「(生徒)主体的な学校選択を促進するための学校づくりを推進するため」と、学校の努力に改善策を矮小化している。下段「以上を踏まえ、受験・・・とします。」および(現状維持)の2項目は削除し、「全県一学区制度の課題の改善を検討します。あわせて、複数受験の是非を検討します。」とす る。</p>	1	<p><b>【反映困難】</b> 県立高校の入学者選抜における全県一学区の制度につきましては、山梨県入学者選抜制度審議会H17年答申に基づき導入し、山梨県高等学校審議会R元答申において同制度は存続するべきと提言されたところであり、当面は現行制度を継続します。</p>
13 14	<p>4 魅力ある学校づくり (1) グローバル化や人材育成をめぐる課題と対応の方向性①グローバル化</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b> グローバル化が進む中、多文化共生に向けた取り組みが重要な局面となってきているところです。第2外国語につきましては、教育課程の中で履修させる方法の他、日本語や英語以外の言語に触れる機会の設定等、高校現場の状況を踏まえ、柔軟に検討していきます。</p>
	<p>外国籍生徒向けのコースの設置に賛成。しかし、その為のサポート体制をしっかり整えておくことが必要。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b> サポートに当たっては、高校だけでなく、大学などと連携・交流しながら対応していきます。</p>

今後、外国人労働者が増加し、日本と異なる習慣をもち、異なる人種的特徴をもつ子供たちとの共生を考える中で、曖昧な「みんな仲良く」といったスローガンは全く役に立たず、個別具体的で多種多様な案件を現場任せに処理させることは、現実的な解決に指針を持たせないまま放置することと大差ない結果になる。選任的な対応窓口をつくるよりも、教員のもうグローバル認識の平均水準を高め、全県で同様な対応を行える意識の醸成が不可欠。教職員らに人種差別の具体的事例を学ぶ機会を設け、望ましくない事例を知っておくことは予防措置の見地からも重要である。	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>外国籍の生徒やLGBT等、多様な生徒への対応については、研修等を通じて意識の向上や理解の促進に努めております。</p> <p>グローバル化が進み、多文化共生に向けた取り組みがこれまで以上に重要な状況となってきている中、教職員における多文化理解や外国籍生徒への理解等の促進も図る必要がありますので、意識向上に向けた取り組み等について研究してまいります。</p>
国際結婚では日本人配偶者だけに習慣、情報の收受選択の全てが任せられ、外国人保護者が保護者としての十分な機能を果たせない状況を感じる。外国人保護者自身が身近に支援者を見付けなければならない状況であり、学校制度や学校の慣習の違い、予防接種や学校伝染病など、複雑な説明を理解しきれず、結果的に日本での生活に限界を感じて出国してしまう人も多いように感じる。他方、各外国人保護者の横のつながりも中山間地では小さく、国別の繋がりも作りづらい。外国人保護者が孤独な子育てに陥らないようなフォローアップの窓口とその情報の周知もおこなわれることが望ましい。現状、国際交流センターに集約され、発信力が小さい印象。	1	<p><b>【記述済み】</b></p> <p>外国人保護者への情報伝達につきましては、山梨県高等学校審議会R元答申においても課題とされ、またR2に山梨県で策定した「やまなし外国人活躍ビジョン」においても課題とされております。学校に関する情報の提供にあたり、山梨県庁所管部局等と連携を図りながら、情報提供のあり方について検討し、改善に努めます。</p>
4 魅力ある学校づくり (1) グローバル化や人材育成をめぐる課題と対応の方向性④多様な分野の人材の育成	1	<p><b>【修正加筆等意見反映】</b></p> <p>アンケート結果を元に、「生徒」の文言を削除しました。</p>
4 魅力ある学校づくり (1) グローバル化や人材育成をめぐる課題と対応の方向性⑤多様なニーズ	1	<p><b>【その他】</b></p> <p>山梨県高等学校審議会R元答申において、定時制課程や通信制課程の制度について、多様な学びに重要な制度であるにも関わらず、定時制課程の制度のみならず、通信制課程の制度を含め、中学校の教員及び中学生やその保護者に十分に伝わっているとは言いがたい状況であり、これらの制度への理解の促進や周知に努め、制度のより幅広い活用促進を図るべきと指摘されているところです。</p>
現在、高校でも通級指導が可能になったが、定時制課程および聴覚障害を持つ生徒にとどまり、素案においても定時制の部分にしか具体的な記述がない。また、すべての高校でインクルーシブ教育を進めることが必要である。同時に、教育条件の抜本的な整備と、適格者主義や競争的な教育の見直しが欠かせない。●3つめの表現を強化し、例えば、「発達障害等の生徒の高等学校進学や進学後の学習活動や学校生活への配慮等を進めます。その際、すべての学校のインクルーシブ教育を推進し、通級指導の導入や、指導に当たる教員の負担軽減・教育環境の整備を検討します。」とする。	1	<p><b>【修正加筆等意見反映】</b></p> <p>「通級指導の充実やインクルーシブ教育の推進に努めます。」の記述を追加しました。</p>
P49上段で指摘されているように、県内公立中学校の不登校生徒数は高い数値となっている。「現在の県立高校の入学者選抜制度及び高校教育の制度下では、中学から高校への接続が難しい生徒がいる。」は同感。P20一つ目の●「・・・入試制度や受入体制の整備に努めます。」は必要。同時に、そうした生徒の中には、本人の立ち上がりまで学校環境から離れるこの必要性や学校や教育の在り方の改善も指摘されている。検討においては、「親の会」など当事者団体の意見を充分に聞き取っていただきたい。	1	<p><b>【その他】</b></p> <p>入学者選抜におきましては、さまざまな情報を収集の上、中学校と意見交換を行いながら、さらなる改善に取り組んでいきます。</p>

21	<p>不登校生徒への学習機会・進路指導の拡充について、以下の提案をする。</p> <p>①精神疾患・神経症状に基づく欠席日数に関する緩和措置（具体的にはレポート提出、課題提出などの事後対応による受講代替措置など）</p> <p>②ICTを活用した出席代替措置（リモート受講による在宅または別室ストリーミング同時受講、あるいは、指定のVTRのオンライン受講など。無償で公開されている授業を視聴して、一定の課題を提出することで、欠席としない措置など）</p> <p>全ての授業をこれらの措置で保管することは望ましくはなく、一定の欠席数を補完できる代替措置によって、学びの機会確保と単位の逸失を免れるよう、緩和措置を制度化して、不登校生徒にも進級、進学が検討しやすい環境整備を望む。</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>教育基本法等関係諸法令や学習指導要領等に基づきながら、ICTの活用を含め、生徒の状況に応じた対応の可能性について検討していきます。</p>
22	<p>県立高校から県立の専門学校に進学したにもかかわらず、公的機関に義務付けられている合理的配慮の提供が徹底していなかったことは大変残念。</p> <p>県立高校からの申し送りについて県立専門学校や県立大学など公的機関に於いては適切な対応を県として今一度申し入れて頂きたいと希望している。同様に、小中学校から県立高校への申し入れについても、同様に受け入れ側にも適切な人材配置を検討していただきたい。</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>発達障害等の生徒に対する支援につきましては、高校においてもそれぞれの生徒の個性に応じた適切な配慮がなされるよう、中学校や関係機関と連携して対応していきます。</p>
23	<p><b>4 魅力ある学校づくり</b>            (1) グローバル化や人材育成をめぐる課題と対応の方向性⑥ICTの活用</p> <p>大企業の公教育への参入と教育・子育て支援の市場化が進んでいます。「教育のICT化」は、ひとりひとりの行動と育ちそして学びの履歴を、特定業者がビックデータに集積・管理し、AIが「個別最適化された学び」を導く恐れがある。公教育が担ってきた教育の平等性や公共性を損ない、教職員の在り方や専門性まで変質させる危険を十分認識し、活用を前提とするのではなくデメリットも十分に考えて活用の判断をすべき。</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>ICTの教育への活用については、学校現場の課題への対応や学習活動等に対し効果的な手法を検討してまいります。</p>
24	<p><b>4 魅力ある学校づくり</b>            (3) 全日制普通科</p> <p>公立高校は、県内どこの地域の高校（特に普通科）に通っても同様の高校教育を一様に保障してきた。「魅力と活力のある高校」は、政策的につくられた「特色」によるのではなく、地域と生徒・保護者・教職員の協同の力で醸しだし作られるもの。そうした観点から、くくり募集や生徒の入れ替わりなど制度の弾力化には賛成だが、弾力化するよりも専門教育学科・コースの廃止と教育課程の弾力化（教員配置を伴う）の方が有効。また、専門教育学科・コースの設置などの新たな多様化には反対。P27●に「専門教育学科・コース制の廃止や普通科における職業科目を含む教育課程の弾力化も合わせて検討します。」を追加。</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>専門教育学科や普通科コース等諸制度を活用しながら魅力ある学校づくりを推進します。専門教育学科等の多様化については、社会の変化や時代のニーズ、生徒・保護者等のニーズなどを踏まえ長期的な視点から検討していきます。</p>
25	<p>本県における専門教育学科は、約40年間続いた小学区総合選抜制度の中で生み出されたもので、他県のそれとは大きく異なったものである。長期的に、「弾力的な運用」や「くくり募集」等、大幅な改善が求められる。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b></p> <p>普通科とのくくり募集や転科等の弾力化を検討していきます。</p>
26	<p><b>4 魅力ある学校づくり</b>            (3) 全日制普通科②普通科コース制</p> <p>現在の状況の説明では、「校内の普通科との生徒の入れ替え」が可能な表現は、改めるべき。</p>	1	<p><b>【修正加筆等意見反映】</b></p> <p>コースと校内の普通科の入れ替えが現状できないコースとして、「（甲府東・理数コース、塩山・英数コースを除く。）」と記載しました。</p>
27	<p><b>4 魅力ある学校づくり</b>            (3) 全日制普通科③普通科単位制</p> <p>普通科単位制は、学校の小規模化が進めば教員数の確保が困難になり、多様な教育課程の編成が難しくなる。国際バカロレアについては、小規模の本県に導入する必要があるのか大いに疑問。</p>	1	<p><b>【その他】</b></p> <p>単位制の特徴を活かし、さらなる差別化、特色化を推進するほか、上級学校進学を見据えた探究的な学びや先端技術に関する学び等に取り組んでいきます。</p> <p>国際バカロレアにつきましては、甲府西高校が平成31年4月に国際バカロレア機構より認定を受けしており、令和2年度に導入する予定となっております。</p>

23	4 魅力ある学校づくり (7) 定時制	ひばりが丘高校の取り組みは『定時制ならではの独特的取り組み』ではなく、商業科ベースの情報経理科の授業での活動がきっかけになりできたもの。全日制であっても発想の転換とやる気さえあればどの学校でもできるものである。	1	【修正加筆等意見反映】 「学科の特徴を活かした独特的取り組み」と記載を修正しました。
29	4 魅力ある学校づくり (11) 不登校等長期欠席の生徒等の受け入れ	不登校等の長期欠席の生徒等を視野に入れて、新たな学校の設置や課程・学科等のあり方の検討は良いことである。	1	【記述済み】 高校教育を受ける機会の確保のため、不登校生徒等を受け入れるコースの設置の検討を行います。
30		特定の学校やコースでの受入検討だけでなく、どの学校でも受け入れができるよう、P49●に「中学校段階での不登校生徒等や不登校により高校入学までの空白がある生徒に対する、入学者選抜における配慮について検討します。」を追加。	1	【実施段階検討】 入学者選抜制度については、関係者の意見を伺いながら、さらなる改善に努めています。
31		登校不能状態に陥っている生徒は、救済は必要であっても叱責や不用意な励ましは逆効果で、必要なことは、学びの確保と医療的介入を並行して行うことである。「行きたいけど行けない」登校不能状況から小児精神科や教育センターなどの相談支援機関を通じて、カウンセリングや認知療法などを受けた者の方が、その後回復して進学後登校再会に繋がるなどの例が多い印象がある。 高校入学を果たしても、医療、心理といった専門的フォローがないままでは教員と保護者だけで生徒の回復をゆだねられることになり、負担も大きくなる。医療的なアプローチと連携を厚くした支援を体系的に整備してフォローする必要がある。 現在、全国的に教育委員会によるいじめへの不適切な対応が社会問題化しています。とくに、山梨県下では、北杜市、山梨市のいじめ案件におけるいじめ調査、学校事故調査の不適切対応が発覚し、山梨市では国家賠償請求訴訟の提訴に至っている。山梨市の事件は現在も係争中の状況ではありますが、本件から学べることは、・いじめ、学校事故の調査は市町村から完全に離れた組織で行わなければならない・県教委と市教委が協力して調査委員会を組織すべきではないということ。公平公正が担保される調査を希望するのであれば、今後、保護者は訴訟を起こす以外に方法はなくなる。再発防止のために文科省指針を完全に履行できる、調査委員会の設置条項を検討していただきたい。	1	【実施段階検討】 不登校となる原因はさまざまあることから、必要に応じ関係機関と連携し対応するほか、生徒や保護者の悩みに対応するため、教育相談体制の充実に努めます。 また、いじめにつきましては、外部委員からなる「県立学校いじめ問題対策委員会」等を通じて対応していきます。
32	4 魅力ある学校づくり (12) 中高一貫教育②併設型中高一貫教育・中等教育学校	併設型中高一貫教育・中等教育学校の設置について「研究する」という文言になっていますが、あまりにも消極的である。県立の中高一貫教育校は設置せざるを得ない状況。設置に前向きな表現が必要。	5	【実施段階検討】 併設型中高一貫教育校や中等教育学校といった中高一貫教育の導入の検討に当たっては、他の都道府県における併設型中高一貫教育校や中等教育学校の効果・課題など現状や本県における導入のメリット・デメリットについて研究してまいります。
33		全県一区制のため、特定の地域以外は中高一貫教育を進めることはどうか。	1	
34		身延高校の検証を行った上で検討してください。現在の全県1学区制度で問題になっている「一部地域の高校に生徒の人気が集まる傾向」にさらに拍車をかけ、「中学受験」という小学校段階での競争を持ち込む中間一貫校に反対。国の「教育再生実行会議」の「6年間の一貫した中等教育併設型もしくは中等教育学校による中高一貫教育の導入を検討すべきである」という提言に引きずられるように、中間一貫校の活用を進めないでください。競争に拍車をかけ、本来の教育がおざなりになるのは本末転倒。	1	
35		他の都道府県で導入されている中等教育校と併設型については、中学校段階での教育の複線化や序列化をもたらすとともに、小学校からの受験競争と公立中学校での指導の困難を生み出している。中学受験のある中等教育校の設置や併設型中高一貫教育導入に反対である。デメリットを記載していただきたい。	1	
36	4 魅力ある学校づくり (13) コミュニティ・	学校の設置地域の特色を生かしたコミュニティスクールの推進は必要。また、地域の人材を活用できるように、各校はもちろんのこと、県レベルでも各地域のリーダー的存在となっている事業所や団体に働きかける必要がある。	1	【記述済み】 コミュニティ・スクールの効果的な活用のため、必要に応じて関連機関との連携を視野に入れ取り組みます。

37	<p>学校規模が大きすぎる。地域の実情に沿って、地域の要求に基づいた学校を作つて下さい。学校規模の縮小と学校間格差を生みだしてきた全県1学区制度の見直しを求める。小規模校の利点を活かした高校教育の可能性を模索すべき。万が一統廃合を考える場合も、地域にある高校は、地域に住む住民の合意を第一に考え、「(統)廃合の是非」ではなく、「地域の子ども若者をどう育てるのか」の議論を地域で行う十分な時間と機会を保障すべき。</p> <p>地域との連携、地域人材の活用、社会に開かれた教育課程は学校にとっても、地域にとっても重要。生徒が「地域の子ども」として地域の人々に見守られ、生徒も自分達の地域を構成する一員として学び成長し、地域の行事や地域の課題に主体的に関わっていくためには、地域の学校に通うシステムが有効。生活する地域と通う学校がかけ離れていては、「地域の学校」としてのコミュニティスクールにはなりえない。地域の子どもを地域の人々のまなざしの中で育て、地域の灯台としての役割を果たす学校づくりを進めよ</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>地域における学校のあり方については、学校や地域関係者等から十分に意見を伺い対話を深め、検討を進めます。また、地域の生徒の通学に要する時間的・経済的状況や、交通機関等の状況など地域の実情、地域のニーズや意見に対しても配慮しながら、生徒にとってもっとも良い方向性を検討します。</p> <p>コミュニティ・スクールについては、地域とともにある学校として地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくため、導入を推進します。</p>
38	<p>4 魅力ある学校づくり (14) 学校運営③学校の小規模化への対応</p>	<p>学校の小規模化は教員数の減少につながり、それに伴って、多様な教育活動は確実に制限されてしまいます。この現実の中で、「教育・カリキュラム・学校行事の展開」については、絵に描いた餅にならないか。</p>	<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>学校の小規模化への対応については、小規模化がもたらすさまざまなメリットやデメリットを踏まえ、地域との連携やICTの活用などを視野に入れつつ、慎重に検討してまいります。</p>
39	<p>4 魅力ある学校づくり (15) 全国から生徒の募集</p>	<p>全国から生徒の募集は賛成。その際は、学校の特色を示す部活動の選別を、徹底する必要がある。指導者育成にも十分配慮する必要がある。しかし、大胆な施策が必要な時代である。</p>	<p><b>【記述済み】</b></p> <p>全国募集導入に伴う課題等を各高等学校と共有しながら受け入れのあり方等について検討します。</p>
40			<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>全国からの生徒の受入に当たっては、それぞれの学校の実情等を踏まえながら、受入体制を検討してまいります。</p>
41			<p><b>【記述済み】</b></p> <p>学校や地域の活性化などさまざまな視点から全国募集の導入を検討していきます。</p>
42			<p><b>【記述済み】</b></p> <p>全国からの生徒の受入に当たっては、県内生徒の進学を妨げることがないよう配慮に努めます。</p>
43			<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>全国からの生徒の受入に当たっては、県内生徒の進学を妨げることがないよう配慮に努めます。</p>
44			<p><b>【実施段階検討】</b></p> <p>全国からの生徒の募集については、学校の活性化や地域の活性化などの視点から有効である場合、各校への導入を検討してまいります。生徒の受入に当たっては、県内生徒の進学を妨げることがないよう配慮に努めます。</p>
45	<p>その他</p> <p>自分たちの暮らしをよりよくすること、何よりも、子どもたちが自分たちの学校をより良くするために、現状の在り方に疑問を持ち、声を上げ、話し合い、行動する、それが可能な環境になっているでしょうか？その際に大切なのは2007年に改定された学校教育法さえもが「高等学校の教育の目標」に明記する「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養う」という視点を子ども達に持たせる機会を持つことではないでしょうか？主権者教育の実施を強く求めます。</p>	1	<p><b>【その他】</b></p> <p>高校の学習については学習指導要領に基づき授業を行っております。関連教科の授業内容の構成の参考とさせていただきます。</p>

	大学入学共通テストに導入される「英語民間検定試験」は、中止を求める。記述問題の採点も、民間業者に委託するなど採点の公平性公正性の点で問題がある。誰のための入試改革か、まったく受験生の立場に立っていない強引なやり方に断固反対します。	1	【その他】 大学入試改革につきましては、文部科学省の所管となります。
	教職員の長時間過密労働を解消することは、子どもたちの教育を受ける権利を保障することです。教職員の増員を強く求めます。日々の長時間労働の代償として、長期休業中の休暇の保障ではなく、長期休業中の業務を縮減し休暇の取得を促進し、自主的研修を推進することを求める。自主的研鑽を積んだ教師こそが、子ども達に豊かな学びの世界を伝えることができる。  教職員の長時間過密労働の解消は、子どもたちの教育条件を確立することでもある。教職員を増やさずにこの課題を解決しようとすることは、結果として子どもたちの成長と時間、そして命への責任も奪う行為です。教職員を増員するための計画を立て、実行してください。	1	【その他】 教職員の多忙化解消につきましては、県策定の「教員の多忙化改善に向けた取組方針」等に基づき、引き続き取り組みを進めて参ります。
	子どもの権利条約が国連で採択されて31年になる。子どもの権利条約をみんなのものにできるよう、「生徒一人ひとりが個性や特性を生かし、諸課題の解決に向かい、たくましく未来を切り拓くことができる」を育めるようぜひ高校教育で子どもの権利条約を学ぶ機会を作ってください。	1	【その他】 高校の学習については学習指導要領に基づき授業を行っております。関連教科の授業内容の構成の参考とさせていただきます。

議案第 83 号

「やまなし特別支援教育推進プラン2020」の策定について

提案理由

特別支援教育をめぐる情勢の変化に、現行の「やまなし特別支援教育推進プラン」では十分に対応することが難しいため、当初の計画期間を繰り上げ、新たなやまなし特別支援教育推進プランを策定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	「やまなし特別支援教育推進プラン2020」の策定について																								
経緯	<p>○平成23年7月に「やまなし特別支援教育推進プラン」(平成23～令和2年度)を策定し、障害のある子どもたちに対する教育を推進してきた。</p> <p>○国は「障害者の権利に関する条約」に署名した後、様々な法制度の整備を行うとともに、教育施策においてもインクルーシブ教育システムの構築を目指して取り組んできている。</p> <p>○特別支援教育をめぐる情勢の変化に、現行の「やまなし特別支援教育推進プラン」では十分に対応することが難しいため、当初の計画期間を繰り上げ、新たなやまなし特別支援教育推進プランを策定することとし、昨年7月、策定に必要な事項について、特別支援教育振興審議会に諮問した。</p> <p>○特別支援教育振興審議会において4回の審議が行われ、昨年11月、特別支援教育の推進のための計画策定に必要な事項について答申を受けた。</p> <p>○「やまなし特別支援教育推進プラン2020（仮称）」の策定に当たり、広く県民の意見を反映させるため、県民意見提出制度により意見を募集した。</p> <p>1 募集期間 令和2年1月23日（木）～令和2年2月5日（水）（14日間）</p> <p>2 募集方法 県民情報センター及び地域県民センターに資料を備え付けるとともに、県のホームページにプラン素案を掲載し、広く意見を求めた。</p>																								
内容	<p>○県民意見提出制度の結果 寄せられた意見については、県民意見提出制度実施要綱第7に基づき意見の概要及びこれに対する県としての考え方などを公表することとされている。</p> <table> <tbody> <tr> <td>1 意見の提出者数</td> <td>9個人</td> <td>2団体</td> </tr> <tr> <td>2 意見の件数</td> <td>36件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 意見の内容及び県の考え方</td> <td colspan="2">【別紙のとおり】</td> </tr> <tr> <td>4 意見への対応</td> <td>修正加筆等意見反映</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記述済み</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実施段階検討</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>反映困難</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「やまなし特別支援教育推進プラン2020」の策定 パブリックコメントの結果を踏まえ、「やまなし特別支援教育推進プラン2020」を別添のとおり策定したい。</p> <p>○今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月27日（金）の庁議に策定を報告</li> <li>・関係機関あて通知及びホームページ掲載等により策定を周知</li> </ul>	1 意見の提出者数	9個人	2団体	2 意見の件数	36件		3 意見の内容及び県の考え方	【別紙のとおり】		4 意見への対応	修正加筆等意見反映	2件		記述済み	14件		実施段階検討	5件		反映困難	3件		その他	12件
1 意見の提出者数	9個人	2団体																							
2 意見の件数	36件																								
3 意見の内容及び県の考え方	【別紙のとおり】																								
4 意見への対応	修正加筆等意見反映	2件																							
	記述済み	14件																							
	実施段階検討	5件																							
	反映困難	3件																							
	その他	12件																							

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「やまなし特別支援教育推進プラン2020」（案）

No.	該当箇所	意見の内容(主な点)	高齢者	意見に対する県の考え方
1	特別支援学校の教育環境の整備	県内特別支援学校の大規模化問題を解消するために、峠東地域への小学部・中学部・高等部を併設した知的障害の特別支援学校を早急に設置していただきたい。	2	【その他】 県内の知的障害特別支援学校に、通学の懸念を理由に、桃花台学園進学を断念している生徒がいることから、桃花台学園の定員充足を推進することで、わかば支援学校及びかえで支援学校の大規模状態の緩和につながる考えます。まずは、桃花台学園生徒の通学の利便性を確保することで、桃花台学園の定員充足を目指し、今後のわかば支援学校及びかえで支援学校を含む県内の特別支援学校全体の状況を見極めながら、継続して教育環境の充実に努めます。
2		大規模化解消には、小・中・高を併せ持つ知的障害特別支援学校の峠東地域への新設(桃花台学園との併設等を含む)と通学区の再編が必要だと考える。	1	
3		知的障害を主とした特別支援学校における教室不足の解消に、高等学校への特別支援学校の分校・分教室の導入を提案する。新築、増築工事よりも財政面での負担が少なく、また、多様な学びの場の提供において有効であると考える。	1	
4		わかば支援学校には、桃花台学園の教育課程で学習することが難しい生徒が多数在籍しており、桃花台学園への通学方法を保障しても、わかば支援学校の大規模化が著しく改善されるとは思わない。わかば支援の大規模化解消のためには、通学区域や施設等の見直しが必要だと考える。	1	
5		以下の理由から、ろう学校を聴覚障害・知的障害・発達障害のある児童生徒(3障害に対応)を対象とした学校に建て替えてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・聴覚障がいのある生徒数が減少傾向</li><li>・自閉症・情緒学級の在籍生徒数が顕著の伸び</li><li>・ろう学校校舎の老朽化</li><li>・自閉症・情緒学級の担任の経験・知識不足(地域の学校の支援級で発達障害児の教育支援を行っていくには限界がある)</li><li>・特別支援学校の教室不足・大規模化</li></ul>	1	【その他】 特別支援学校に在籍する発達障害を併せ有する児童生徒については、これまででも教育の充実に取り組んできました。他の障害がなく発達障害のみを抱える児童生徒については、小・中学校等における発達障害の児童生徒の教育・支援の充実に向けては、今後も継続して研究します。
6		桃花台学園の教育課程ではなく、高等学校の普通科のような学習をしたいと思っている発達障害がある中学生は多いのではないか。そのような生徒は、高等学校か桃花台学園まで悩んでいると思う。桃花台学園の在籍者増のためには、通学方法や寄宿舎の改善だけでなく、教育課程自体の見直しも必要なのではないか。	1	【反映困難】 桃花台学園は、一般就労を目指した生徒を対象に設置した学校であり、卒業生の大多数は企業就労を実現しています。 教育課程においては、国語や数学などの各教科等の学習も約58%を占めており、一人ひとりの生徒に応じた一般教科の学習にも力を入れているところであり、現行の教育課程の見直しは難しいと考えます。
7		桃花台学園の定員割れについては、峠東地区をはじめ中学校に通う生徒の不登校が増加していることから、その一つの進学先としての位置づけをする。	1	【その他】 軽度の知的障害のある生徒を教育対象として設置している学校ですので、法令上、知的障害のない不登校生徒を受け入れることはできません。
8		桃花台学園の定員割れについては、寄宿舎の整備や、地元との連携で巡回バスの運行等の通学環境の整備に努めてほしい。	1	【実施段階検討】 南アルプス市方面からの通学手段を確保することで、寄宿舎不足の緩和につながるものと考えます。 寄宿舎の整備については、今後の利用状況を見極めながら、空室のある他校の寄宿舎の活用などを含めて検討します。
9				

	桃花台学園への通学の利便性の確保のために、スクールバスを増車してほしい。スクールバスを増車し、南アルプス市方面からの新たな発着拠点を新設することで、通学の利便性の確保をお願いしたい。	1	【修正加筆等意見反映】 桃花台学園の定員充足に向けて、通学手段を確保して参ります。具体的には、スクールバスを増車し、新たな運行ルートを設定します。
	寄宿舎の満室に伴う空室のある寄宿舎の活用は、根本的な解決にはならない。また、二重の自主通学（例：自宅→学校 学校→校外の寄宿舎）は生徒の精神力・体力的な負担となり、安全面の不安も増す。各校にある既存の寄宿舎の増改築を進めることが望ましい。	1	【実施段階検討】 桃花台学園については、南アルプス市方面からのスクールバスの運行により、寄宿舎に余裕が生まれることを想定しております。その状況も踏まえ、様々な方策を検討します。
	わかば支援学校ふじかわ分校においては、洪水浸水想定区域内にあるため、安全な場所への移転が望ましい。そのことが児童・生徒の安心した学習環境を提供することにつながると考える。今後、ふじかわ分校の移転とそれに伴う小学部・中学部・高等部を併設した峠南地域への新設校（知的障害の特別支援学校）の設置を検討してほしい。	1	【反映困難】 ふじかわ分校では、他校に先んじて避難確保計画を作成し富士川町に報告しており、これに基づいて計画的に避難訓練を実施しているところです。今後も、他の洪水浸水想定区域内にある学校を含め、全ての特別支援学校において安心・安全な教育環境の推進に努めて参ります。 高等部の設置については、峠南地域の高等部生徒数の状況に鑑みると、現状では難しいと考えています。
	計画的な対応に感謝している。引き続き、教室不足解消や新設校の設置なども含めて検討を進めてほしい。	1	【その他】 桃花台学園の定員充足を推進することで、わかば支援学校及びかえで支援学校の大規模状態の緩和につながると考えております。また、老朽化した校舎等については、「山梨県立学校施設長寿命化計画」に則り、計画的な改修を進めます。
I (2) 病弱教育の充実	高等学校に通うことは難しい精神疾患の生徒がわかば支援学校に進学しても、結局大きな集団に馴染めずに退学するケースがある。精神疾患等がある生徒のために病弱支援学校に高等部設置を実現してほしい。	1	【実施段階検討】 高等部設置を含め、高校生段階の病弱生徒の教育環境の在り方について検討します。
I (3) 医療的ケアの充実	医療の充実により、医療的ケアを必要とする児童生徒も増え、状態も多種多様化している。学校看護師の雇用が安定し、継続的に特別支援学校に携わっていただけるような制度の在り方を模索してほしい。	1	【記述済み】 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に、医療的ケアの内容に応じた適切な学校看護師の配置に取り組みます。
II (1) 多様な学びの場における合理的配慮の提供	インクルーシブ教育の中で合理的配慮をするのであれば、同じ教室にいながら違うツールを使っての授業をしてもいい環境が必要ではないか。マルチメディアディジタル等、各学校で様々な支援ツールを検討し、必要と思われる子どもたちに活用してほしい。	1	【記述済み】 適切な合理的配慮の提供を促進し、効果的なICTの活用等も含め、小・中学校等における一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。
II (2)	個々の持つ能力を適切に伸ばしながら、自由な学びの選択と共生力を高めるような本来のインクルーシブの意味を実践できる特例校が求められている。切れ目のない教育支援には、切れ目のない生活支援もセットで考えるひとつあるため、教育と福祉の垣根を払って議論し、学びの権利行使できる環境を整えてほしい。	1	【記述済み】 全ての学校で特別な支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成・活用を推進し、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関との連携を強化します。
II (3) 就学前における支援の充実	入学する児童の実態は、的確に把握しておく必要があると考える。保護者と合意形成が図れるケースであっても、地域の小学校の見学や教育相談、学区の特別支援学校の見学、教育相談、授業体験等を経て、教育支援委員会の検討に至るようにしてほしい。	1	【記述済み】 各地域における指導・支援等を充実させるために、各教育事務所と市町村教育委員会との連携体制の強化に取り組み、特別な支援が必要な子どもの就学支援等の充実を図ります。

2.9	II(4) 小・中学校における特別支援教育の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒の特性に応じた支援が必要となっている。現在5名以上在籍する学級が増加する中、きめ細やかな指導を行うためには、担当する教員の数を増員する必要がある。加えて、センターとの連携も強化が必要である。	1	<p><b>【修正加筆等意見反映】</b>            在籍する児童生徒の人数や状況等を踏まえ、特別支援学級の学級編制基準を8人から7人に引き下げ、在籍する児童生徒の教育の充実を図ります。            なお、多様なニーズに対応できるよう特別支援学校のセンター的機能の強化を図ります。</p>
2.10		放課後等デイサービス事業所は、支援を必要とする児童生徒の放課後の支援をしていることから、学校の授業時間帯は比較的時間を取りやすい。これを活かして、特別支援教育支援員として福祉人材を活用してはどうか。	1	<p><b>【その他】</b>            特別支援教育支援員の専門性は重要だと考えます。専門性のある職員の確保について、所管する各市町村とともに研究してまいります。</p>
2.11	II(5) 高等学校における特別支援教育の充実	特別な支援が必要な生徒が不登校や引きこもりとなることが懸念されるケースでは早めに福祉等に相談できる体制の整備が望まれる。学校だけで抱えず、他機関と連携していくことが大切である。	1	<p><b>【記述済み】</b>            高等学校教員の特別支援教育に係る専門性の向上と、特別支援学校のセンター的機能の活用を促進し、学習や生活に困難さを抱えた生徒の早期発見と適切な対応に努めます。</p>
2.12	II(6) 特別支援学校における教育の充実	特別支援学校を卒業しても社会に出ることに対しての不安のある生徒や、学習したいという意欲のある生徒のために学びの場の提供が必要であるため、高等支援学校に専攻科を設置してはいかがか。	1	<p><b>【反映困難】</b>            高等支援学校桃花台学園の平成30年度卒業生においては、約94%が一般就労しています。職場定着支援等により高い定着率を維持し、卒業生の職場や社会への適応が図られています。このような状況を踏まえ、当面は現行の教育課程を継続していきたいと考えます。</p>
2.13	II(7) 特別支援学校のセンター的機能の充実	主任教諭以外のコーディネーター担当教員は担任を兼務している者が多く、コーディネーター業務や研修に集中して取り組める環境ではないので、コーディネーター担当教員の環境整備とコーディネーター担当教員の増員を加配する形でお願いしたい。	1	<p><b>【記述済み】</b>            各特別支援学校のコーディネーター業務の状況を踏まえ、後補充として非常勤講師を配置しています。PT等専門家の活用により得られた助言等を蓄積し、「PT等専門家の活用事例」として小・中学校等に周知し活用を図ることで、小・中学校等の主体的な取組を促進します。</p>
2.14	II(8) 「個別の教育支援計画」の作成と活用	「個別の教育支援計画」は、福祉事業所等から求められれば、積極的に開示していくべきである。今後、放課後等デイサービス事業所で作成する個別支援計画と学校側で作成する教育支援計画とを連動させていくことが、一人ひとりの児童生徒の発達段階や特性等に応じた指導や支援を支えていくことに繋がるのではないか。	1	<p><b>【記述済み】</b>            「個別の教育支援計画」の作成意義や活用方法等について周知するとともに、具体的な活用モデルを示し特別な支援が必要な児童生徒に対する活用を促進します。</p>
2.15	III(1) キャリア教育の充実	特別支援学校において、キャリア教育に偏重しすぎている一面を強く感じる。就職がゴールなのではなく、就職を継続でき、彼ら自身が豊かに生き生きと暮らしていくことこそがゴールなのではないか。そのために、学齢期にやるべきことは職業教育ではなく、人格を豊かにすること・友だちとの関わり方や余暇の楽しみ方を学ぶことである。	1	<p><b>【記述済み】</b>            キャリア教育とは、社会的・職業的自立に向け、必要となる資質・能力の形成を通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を目指していく教育と捉えています。児童生徒一人ひとりの障害の状態等を踏まえ、計画的なキャリア教育を推進します。</p>
2.16		「桃花台学園においては、企業等の雇用ニーズと生徒の障害等の状態に応じた適切な就労を目指し、各コースの実習内容等の一層の充実を図ります。」という具体的な取組を実現するために、進路指導部の教員増をお願いしたい。	1	<p><b>【その他】</b>            一般就労を促進するために、桃花台学園には就労支援コーディネーターを配置しております。</p>
2.17	III(2) 交流及び共同学習の推進	学校と地域が連携して、障がいのある子ども達を支援していくために、保護者が参加している福祉やボランティア団体との交流を積極的に行ってもらいたい。	1	<p><b>【記述済み】</b>            共生社会の形成に向けて、交流先を広げるなど、交流及び共同学習の充実を図ります。</p>
2.18		学校・保護者・行政・福祉施設の担当者による合同の研修会・講演会を開催したらどうか。	1	<p><b>【実施段階検討】</b>            これまで、交流及び共同学習研究協議会を継続して開催してきており、関係者との連携により交流及び共同学習を推進してきました。会議の内容や構成員等の充実を図り、交流及び共同学習の推進に努めます。</p>
2.19		いかに彼らの余韻を楽しむ力をつけるか、交流の場を作るか、これについて、教育・福祉・行政等様々な機関が連携し、考えていく必要がある。教育だけでも、福祉だけでもやれることには限界がある。	1	

3.0	III(3) ICT教育の充実	障がいのある子ども達の中には、パソコンやゲームなどIT得意とする人も多く見受けられる。この分野の指導・教育を積極的取り組んでもらいたい。	1	【記述済み】 ICT機器等を活用した優れた授業実践や指導方法等の情報を収集し、教員の専門性を高めるとともに、それぞれの児童生徒の特性等に応じたICTの活用を推進します。
3.1	III(4) 生涯学習の充実	兄弟のある児童生徒は、スポーツや文化芸術などに接する機会があると思うが、一人っ子や年長の場合は情報が少なく、なかなか取り組めない。学校でも、これらを積極的に紹介する場を設けてほしい。	1	【記述済み】 障害者の生涯学習の推進に向けて、県内で取り組まれている障害者のスポーツ及び文化芸術活動等の情報を収集するとともに、広く情報提供します。
3.2	IV(1) 特別支援学校教諭免許状保有率の向上	特別支援学校に通う児童生徒の増加に伴い、教員の確保や専門性の向上が重要となっている。また、地域の特別支援学級においても、専門知識のある教員が必要である。特別支援学級の専門性を向上して、小・中はできるだけ地域で学べる環境整備をしてもらいたい。このためには、免許状の保有率の向上が急務である。	1	【記述済み】 小・中学校等の教員に対して、特別支援教育の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習や取得方法等について周知し、特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。
3.3	IV(3) 特別支援学校と他校種との人事交流の促進	「特別支援学校と他校種間における人事交流の課題や在り方等について整理し、双方向による人事交流について検討します。」としているが、実施を検討する際は、異動希望の職員の意向を十分に尊重した人事交流を実施してもらいたい。	1	【その他】 全ての学校における質の高い特別支援教育を提供するために、校種間の人事交流を促進します。双方向の人事交流に係る様々な課題や在り方等について整理してまいります。
3.4		高等学校において、特別な支援を必要とする生徒が約500人在籍していることから、通級の指導だけでは対応しきれないことが予想される。教員採用試験に特別支援の免許を有する教員の採用枠を設けたり、積極的に人事交流を行っていったりする必要がある。	1	【記述済み】 高等学校をはじめ、全ての学校における質の高い特別支援教育を提供するために、校種間の人事交流を促進します。 なお、小・中学校、高等学校においても特別支援教育に係る専門性のある教員が求められていることから、教員選考検査において特別支援学校教諭免許状を保有する受験者への加点制度を設けています。
3.5		特別支援学校の教員が小中学校等に勤務することは、特別支援学校の教員自身にとっても大きな意義がある。通常の教育課程で学習する「障害のない」児童生徒の様子や集団学習、集団行動の様子を直接経験することは、特別支援学校の教育にも大いに生かされます。当面、年数を区切った一時的な研修の形で試行するなど、双方向の人事交流を是非実現してほしい。	1	【記述済み】 特別支援学校教員が他の校種で勤務することは、教科指導等に係る実践的指導力を高めることにつながると考えます。 特別支援学校と他校種間における人事交流の課題や在り方等について整理し、双方向による人事交流について検討します。
3.6	その他	国、県、市町村は弱者をいたわり、点字ブロックは何のためのものなのか、もっと強くアピールしてもらいたい。また、視覚障害者専用とはいいませんが、皆が利用できる実践的な歩行訓練施設、災害時に備えての水泳訓練施設等が欲しい。すべての人が共存共栄できる社会になってくれることを望む。	1	【その他】 障害のある子どもとない子どもが、同じ場で、共に活動する交流及び共同学習を充実させ、お互いを正しく理解し合い、共に支え合って生きていく共生社会の形成を目指します。

提出者数 11人（メール8・FAX3）

意見数 36件

報告事項 16

県立学校事務長等の人事について [別途資料配付]

報告事項 17

職員の処分について [別途資料配付]

(令和2年3月24日 定例教育委員会)

課室名

高校改革・特別支援教育課

件名	令和元年度高校改革アンケート調査結果の概要について	
経緯	1 調査の目的 県内の中学生、高校生、保護者及び中学校・高等学校教員の入試制度や公立高校に対する考え方や意見を把握し、今後の高校改革推進のための資料を得ることを目的とする。	2 調査対象者 4,978人（回収数4,911人 回収率98.7%） ・中学3年生（対象943人 回収937人） 地域の偏りなく抽出した中学校（38校）の1学級の生徒全員 ・高校1年生（対象1,099人 回収1,099人） 県立高校（全日制27校及び定時制7校）及び甲府商業高校の1学級の生徒全員 ・保護者（対象2,041人 回収1,983人） 抽出した中学3年生及び高校1年生の保護者 ・教員（対象895人 回収892人） 抽出した中学校並びに全県立高校及び甲府商業高校の全学年クラス担任
内容	3 調査方法 毎年度、各学校を通じて実施	4 調査時期 令和元年12月実施
内容	○ 調査項目 1 全県一学区制度について 2 前期募集制度について ① 前期募集の評価 ② 前期募集を評価する理由 ③ 前期募集を評価しない理由 ④ 前期募集の募集率 ⑤ 前期募集への出願 ⑥ 前期募集の準備期間 ⑦ 前期募集の出願理由 ⑧ 前期募集の不出願理由 ⑨ 前期募集の実施時期 3 学校選択・高校生活等について ① 公立高校選択の理由 ② 学校選択の理由 ③ 学校選びの参考 ④ 生徒の通学時間 ⑤ 高校卒業後の希望	⑥ 高校卒業後・進学後の就職地の希望 ⑦ 高校に関して知りたい情報 ⑧ 高校の満足度 ⑨ 地域の高校の満足度・特色ほか ⑩ 高校に関する情報 4 魅力ある高校づくりについて ① 今後必要となる学校について ② 多様なニーズへの対応 ③ 日本語が苦手な外国籍生徒への対応 ④ 設置を希望する学科 ⑤ 公立高校に求める施設や設備 ⑥ 高校と地域との関わり ⑦ 今後の地域との連携・協働
※ 結果については、別添「R元年度高校改革アンケート調査結果報告」のとおり。		

(令和2年3月24日 教育委員会会議)

課名 社会教育課

件名	「やまなし子供・若者育成指針」の策定について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づき策定した「やまなし子ども・若者育成指針（平成27年度～令和元年度）」の推進期間が本年度で終了することから、新たに「やまなし子供・若者育成指針」を策定する。</li> <li>○ 策定経過 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年5月24日、新たな指針を策定するに当たっての基本的な考え方と施策の方向性について、知事から山梨県青少年問題協議会に諮問。</li> <li>・以来、小委員会を含め4回にわたり審議。</li> <li>・令和元年11月13日、同協議会から知事に答申を提出。</li> <li>・答申を踏まえ、「やまなし子供・若者育成指針（仮称）」（素案）を作成。</li> </ul> </li> <li>○ パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同素案に対し、県民意見提出制度実施要綱に基づき、県民意見を募集。 【募集期間】 令和2年2月5日（水）～令和2年2月19日（水）（15日間）</li> </ul> </li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメントの結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 意見の提出者数 1人（内訳 個人1名）</li> <li>(2) 意見の件数 6件</li> <li>(3) 意見の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>煙草の害、教員の情報リテラシー、学校の会計処理、教員の指導と監督、教員の資質向上、給食費の取り扱いについて</li> </ul> </li> <li>(4) 意見への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他 6件</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 「やまなし子供・若者育成指針」の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果及び山梨県青少年問題協議会の意見を踏まえ、「やまなし子供・若者育成指針」（推進期間：令和2年度～令和6年度）を別添のとおり策定し、県民に公表する。</li> </ul> </li> </ul>

## 規則の概要

## 教育庁社会教育課

規則名	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正に伴い、事業者等が説明すべき事項等について定める必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年3月、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部が改正され、フィルタリングの利用促進を図るため、保護者や事業者等が負うべき義務等を定めるとともに、義務に反した事業者等に関して勧告・公表を行うことができることとされた（同年7月1日施行）。</li> <li>※ フィルタリング：インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを表示しないように制限する機能。</li> <li>○ この改正に伴い、事業者等が保護者や青少年に対して説明すべき事項等について定める必要がある。</li> </ul> <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者等が保護者や青少年に対して説明すべき事項等について次のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること</li> </ul> </li> <li>○ 青少年がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときの理由について次のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること</li> </ul> </li> <li>○ 青少年がフィルタリング有効化措置を利用しない旨の申出をするときの理由について次のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者が自己の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずること</li> </ul> </li> <li>○ 青少年がフィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置を利用しない旨の申出をするときの書面に記載すべき事項について次のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出年月日</li> </ul> </li> <li>○ 条例で定める義務に違反した事業者等の公表の方法及び意見陳述の機会の付与の手続について定める。</li> </ul>
施行期日	令和2年7月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県規則第  
一  
第十二  
青少年が携  
電話の端末等  
からインターネ  
ンターネットを不  
適切に利用するこ  
とににより犯  
罪  
一  
（イ  
ン  
タ  
ー  
ネ  
ッ  
ト  
接  
続  
役  
務  
提  
供  
事  
業  
者  
規  
則  
で  
定  
め  
る  
事  
項  
は、  
不  
適  
切  
に  
利  
用  
す  
る  
こ  
と  
に  
よ  
り  
犯  
罪  
一  
条  
の  
次  
に  
次  
の  
四  
条  
を  
第  
十  
四  
条  
を  
第  
十  
八  
条  
を  
加  
え  
る  
。  
第  
一  
項  
の  
規  
則  
で  
定  
め  
る  
事  
項  
は、  
不  
適  
切  
に  
利  
用  
す  
る  
こ  
と  
に  
よ  
り  
犯  
罪  
一  
八  
号  
）  
の  
一  
部  
を  
第  
十  
四  
条  
を  
第  
十  
八  
条  
を  
と  
し  
、  
第  
三  
条  
を  
第  
十  
三  
条  
を  
第  
十  
七  
条  
を  
と  
し  
、  
第  
二  
条  
を  
第  
十  
六  
条  
を  
と  
し  
、  
第  
十  
八  
号  
）  
青  
少  
年  
保  
護  
育  
成  
の  
た  
め  
の  
環  
境  
淨  
化  
に  
関  
す  
る  
條  
例  
施  
行  
規  
則  
（昭  
和  
五  
十三  
年  
山  
梨  
縣  
規  
則  
第  
令  
和  
年  
月  
日  
山  
梨  
縣  
知  
事  
規  
則  
の  
一  
部  
を  
改  
正  
す  
る  
規  
則  
第  
十  
九  
號  
）  
青  
少  
年  
保  
護  
育  
成  
の  
た  
め  
の  
環  
境  
淨  
化  
に  
関  
す  
る  
條  
例  
施  
行  
規  
則  
の  
一  
部  
を  
改  
正  
す  
る  
規  
則  
第  
二十  
號  
）  
よう  
に  
定  
め  
る  
。



二	一	4	3	2	四	律第七十九号)
保 護 者 の 氏 名 、	申 出 年 月 日	青 少 年 有 害 情 報	条 例 第 七 条 の 三 第 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	三 例 第 七 条 の 三 第 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	二 保 護 者 の 氏 名 、 住 所 及 び 電 話 番 号	条 例 第 七 条 の 三 第 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。
申 出 年 月 日	保 護 者 の 氏 名 、 住 所 及 び 電 話 番 号	申 出 年 月 日	保 護 者 の 氏 名 、 住 所 及 び 電 話 番 号	前 三 号 に 準 ず る 正 当 な 理 由	こと が な い よ う に す る こ と。 等 に よ り、 当 該 青 少 年 が 青 少 年 有 害 情 報 の 閲 覧 を す	の 利 用 状 況 を 適 切 に 把 握 す る 等 に 規 定 す る 携 帯 電 話 イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 役 務 を い う
条 例 第 七 条 の 三 第 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	その 他 知 事 が 必 要 と 認 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	その 他 知 事 が 必 要 と 認 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	第二 項 の 規 則 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	二 保 護 者 の 氏 名 、 住 所 及 び 電 話 番 号	ること が な い よ う に す る こ と。 等 に 規 定 す る 携 帯 電 話 イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 役 務 を い う	の 利 用 状 況 を 適 切 に 把 握 す る 等 に 規 定 す る 携 帯 電 話 イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 役 務 を い う
条 例 第 七 条 の 三 第 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	正 当 な 理 由 を 講 ず る こ と と す る。	正 当 な 理 由 を 講 ず る こ と と す る。	正 当 な 理 由 を 講 ず る こ と と す る。	条 例 第 七 条 の 三 第 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。	ること が な い よ う に す る こ と。 等 に 規 定 す る 携 帯 電 話 イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 役 務 を い う	の 利 用 状 況 を 適 切 に 把 握 す る 等 に 規 定 す る 携 帯 電 話 イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 役 務 を い う

		2		第	(	意	三	二	一	報	第	(	公	三	
条	知	認め	た	十	見	陳	前	勧	主	へ	十四	表	の	そ	
第	事	めた	と	五	述	述	二	告	た	の	条	方	法	の	
六	項	たき	き	条	の	機	号	務	る	登	條	例	第	他	
の	規	を	を	例	の	機	に	所	事	載	例	第	事	知	
定	條	除	除	第	會	會	掲	の	務	、	イ	第七	が	要	
に	第	第	き	七	の	の	げ	所	所	ン	タ	三条	の	必	
よ	七	、	、	条	付	与	る	の	者	ー	ー	第三	第	要	
る	条	陳	述	三	の	の	もの	地	の	ネ	ッ	第八	と	認	
勸	告	書	書	第	手	の	の	)	氏	ツ	ト	項	め	る	
を	受	第	提	九	續	ほ	か		名	及	の	項	の	事	
け	け	九	出	項	)				び	住	利		規	項	
た	た	規	に	規					所	用	用		定		
者	者	定	よ	定					へ	そ	そ				
(	次	る	に	よ	に				法	の	の				
項	項	も	よ	る	が				人	他	他				
及	及	の	と	る	必				に	の	の				
び	び	意	す	意	要				あ	適	適				
第	第	見	る	の	と				つ	切	切				
四	四	見	。	陳	認				て	な	な				
項	項	を	述	述	め				は	方	方				
に	に	べ	べ	は	る				、	法	法				
お	お	る	機	、	事				そ	に	に				
い	い	機	会	、	が				の	よ	よ				
て	て	会	を	、	事				称	り	り				
「	当	を	与	、	が				、	行	行				
事	事	え	え	、	口				う	う	う				
者	者	る	る	頭	頭				も	も	も				
」	と	と	き	で	で				の	の	の				
い	い	き	は	す	す				と	と	と				
う	う	は	、	こ	こ				す	す	す				
。	。	同	同	と	と				る	。	。				

) に 対 し 、 書 面 に よ り 次 に 掲 げ る 事 項 を 通 知 し な け れ ば な ら な い 。

一 公 表 し よ う と す る 内 容 及 び そ の 理 由

二 陳 述 書 の 提 出 先 及 び 提 出 期 限 ( 口 頭 に よ り 意 見 を 述 べ る 機 会 を 与 え る と き に は 、 )

3 前 項 の 規 定 並 び に 出 頭 す べ き 日 時 及 び 場 所 )

4 定 す る 職 員 が 聽 取 し 、 及 び そ の 陳 述 の 要 旨 を 記 載 し た 調 書 を 作 成 す る も の と す る 。

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

第六号様式中「第五号様式中「第14条関係」を「第16条関係」に改める。」の規定により、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄した定する職員が聽取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

第五号様式中「第12条関係」を「第18条関係」に改める。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
(有害興行の掲示)	(有害興行の掲示)
第十一條 条例第六条第五項の規定による掲示は、第四号様式により行わなければならない。	第十一條 条例第六条第五項の規定による掲示は、第四号様式により行わなければならない。
(インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)	(インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)
第十二條 条例第七条の三第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一 青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。 二 保護者が青少年有害情報ファイルターリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は青少年有害情報ファイルターリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第七条の三第二項の規則で定める理由が必要であること。
(青少年有害情報ファイルターリングサービスを利用しない正当な理由等)	

第十三条 条例第七条の三第二項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 青少年が就労しており、青少年有害情報ファイルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、青少年有害情報ファイルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。）の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。

四 前二号に準ずる正当な理由

21 条例第七条の二第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名、住所及び電話番号

三 その他知事が必要と認める事項

3| 条例第七条の三第四項の規則で定める理由は、保護者が自己の責任において適切に青少年有害情報ファイルターリング有効化措置を講ずることとする。

4| 条例第七条の三第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名、住所及び電話番号
- 三 その他知事が必要と認める事項

(公表の方法)

第十四条 条例第七条の三第八項の規定による公表は、次に掲げる事項について、県公報への登載、インターネットの利用その他他の適切な方法により行うものとする。

- 一 劝告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 劝告の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与の手続)

第十五条 条例第七条の三第九項の規定による意見の陳述は、知事が口頭することを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第七条の三第九項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第六項の規定による勧告を受けた者（次項及び第四項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公表しようとする内容及びその理由

二 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第二項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

（深夜営業施設の掲示）

第十六条 条例第十二条の二第二項の規定による掲示は、第五号

（深夜営業施設の掲示）

第十二条 条例第十二条の二第二項の規定による掲示は、第五号

様式により行わなければならぬ。

第十七条・第十八条 略

様式により行わなければならぬ。

第十三条・第十四条 略

第5号様式（第16条関係）	略	第5号様式（第12条関係）	略
第6号様式（第18条関係）	略	第6号様式（第14条関係）	略

【令和2年3月24日(火)】

課名

スポーツ健康課

件名 内 容	令和元年度 山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について																																																																																						
	I 調査の概要																																																																																						
<p>1 目的 本県児童生徒の体力や生活習慣の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導に活用するため、平成17年度より実施している。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(小5・中2対象)では、本県の体力等の現状について全国平均値との比較を基に分析を行っているが、本調査は、県内公立小・中・高等学校・定時制高等学校の全児童生徒を対象に体力及び生活習慣の状況を把握し、その経年変化を基に分析する。</p> <p>2 内容 文部科学省が定める調査要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新体力テスト」(8種目) 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ</li> <li>○「健康実態調査」生活習慣に関するアンケート(10項目) 運動実施時間、朝食摂取状況、睡眠時間など</li> </ul> <p>3 時期 平成31年4月～令和元年7月</p> <p>4 対象 74,582人(県内公立小・中・高等学校・定時制高等学校の児童生徒 全16学年)</p>																																																																																							
<p>II 調査結果の概要</p> <p>1 実技に関する調査</p> <p>(1) 体力合計点の経年変化(10年間)※8種目の記録を得点化した合計点の平均値 ○H22～30年度までの体力合計点の平均値と比較し、令和元年度の結果が上回った学年 【男子】小1～3、中1～3、高1～3、定1・3年 計11学年→全16学年の69% 【女子】小1～6、中1～3、高1～3 計12学年→全16学年の75% ○令和元年度の体力合計得点が10年間で最高値になった学年 【男子】中1 【女子】小1、中1・3、高2 男女計5学年 ○令和元年度の体力合計得点が10年間で最低値になった学年 【男子】小6、定2 【女子】定4 男女計3学年</p> <p>(2) 各種目別の傾向(10年間) ○令和元年度に最も高い測定結果を示した学年(男女合わせて10学年以上該当する種目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目名</th> <th colspan="5">男子(学年)</th> <th colspan="5">女子(学年)</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> <th>定時制高</th> <th>学年計</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> <th>定時制高</th> <th>学年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上体起こし</td> <td>1,2</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1,2,4,5</td> <td>3</td> <td>1,2</td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>反復横とび</td> <td></td> <td>1,3</td> <td>2</td> <td>1,4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1,2,3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和元年度に最も低い測定結果を示した学年(男女合わせて10学年以上該当する種目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目名</th> <th colspan="5">男子(学年)</th> <th colspan="5">女子(学年)</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> <th>定時制高</th> <th>学年計</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> <th>定時制高</th> <th>学年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力</td> <td>3,4,5,6</td> <td></td> <td>1,2,3</td> <td>2,3,4</td> <td>10</td> <td>4,5,6</td> <td></td> <td>3</td> <td>1,2,3,4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>ボール投げ</td> <td>2,3,4,5,6</td> <td></td> <td>1,2,3</td> <td>2,3,4</td> <td>11</td> <td>4</td> <td></td> <td>3</td> <td>1,2,4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>小学生は、多くの学年で昨年度より体力合計点が低下したが、H22年度からH30年度までの平均値との比較においては、4～6年生男子を除いて上回っている。上体起こしで改善が見られたが、握力及びボール投げの記録の低下が見られる。 中学生は、男女ともに全学年の体力合計点が、過去10年間で最も高い、もしくは2番目に高い結果となり、引き続き体力の向上傾向が見られる。</p>		種目名	男子(学年)					女子(学年)					小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	上体起こし	1,2			4	3	1,2,4,5	3	1,2		7	反復横とび		1,3	2	1,4	5	1	1,2,3	2	3	6	種目名	男子(学年)					女子(学年)					小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	握力	3,4,5,6		1,2,3	2,3,4	10	4,5,6		3	1,2,3,4	8	ボール投げ	2,3,4,5,6		1,2,3	2,3,4	11	4		3	1,2,4	5
種目名	男子(学年)					女子(学年)																																																																																	
	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計																																																																													
上体起こし	1,2			4	3	1,2,4,5	3	1,2		7																																																																													
反復横とび		1,3	2	1,4	5	1	1,2,3	2	3	6																																																																													
種目名	男子(学年)					女子(学年)																																																																																	
	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計																																																																													
握力	3,4,5,6		1,2,3	2,3,4	10	4,5,6		3	1,2,3,4	8																																																																													
ボール投げ	2,3,4,5,6		1,2,3	2,3,4	11	4		3	1,2,4	5																																																																													

## 2 健康実態調査

### (1) 運動習慣

週3日以上運動している児童生徒の割合は、男女ともに小学校全ての学年で前年度以上となった。また、中学校は1年男女及び2年女子、高校は1年女子を除く全ての学年で増加した。（※H29の調査より「登下校の歩行も運動に含む」の条件を加えたため、10年前ではなく前年度の結果と比較している）

### (2) 朝食摂取

朝食を毎日摂取している児童生徒の割合を10年前と比較すると、小中学生は男女全18学年中15学年で割合が低下した。一方、高校生男子は定時制4年を除く全学年で割合が増加した。男子は、小学校1・2年、女子は小学校全学年で90%以上の児童が朝食を毎日摂取している。

### (3) 睡眠時間

睡眠時間が6時間未満の児童生徒の割合は、男女ともに中学1年で10%を越え、高校では男子が2年から、女子が1年から20%を上回り、高校3年女子では3割を上回った。10年前との比較では、小中学生は男女全18学年中11学年で割合が増加した。

## 3 体力合計点と健康実態調査項目との関連

「体力合計点」が高い児童生徒の特徴は次のとおり。

- ・運動やスポーツを「ほとんど毎日」している。
- ・一日1時間以上の運動をしている。
- ・運動部・スポーツ少年団等へ所属している。
- ・朝食を毎日食べている。
- ・テレビ、スマートフォン等の接触時間が1時間未満である。

## III 今後の体力向上対策

### ① 「健康・体力つくり一校一実践運動」(H17～)

県教委が学校ごとに新体力テストの結果を配付し、各学校において体力の課題の分析を行い、一日60分以上の運動時間の確保に努めるとともに、課題を解決するための運動プログラムを推進する。特に、小学校については、握力及びボール投げの課題の解決に向けて県教委が作成した資料「元気アップ大作戦！」の活用を促す。

### ② 「目指せ！やまなしチャンピオン！事業」(H29～)

県内の小学生が学級単位でチームを作り、走・跳・投6種目（ロングランニング、30mシャトルリレー、長なわとび、短なわとび、馬とび、3分間キャッチボール）に参加することにより、運動頻度が低い児童の運動時間を確保する。

### ③ 「楽しい体育授業で体力アップ！事業」(R1～)

小学校教員が体育授業を楽しく効果的に行うことができるよう、運動遊びの指導に長けた指導者が小学校を訪問し、投の運動等の児童への指導を実際にを行い、その様子を教員が参観する事業を行う。また、参観していない教員に対しても、指導事例集を配付したり、実技研修会で紹介したりするなどして指導方法の周知を図る。

### ④ 各学校からの家庭への働きかけの推進

各学校において、学校だよりや保護者会等を通じて、朝食摂取習慣の定着、睡眠時間の確保、スマートフォン等の接触頻度の低減などの働きかけを行う。

(令和2年3月24日 定例教育委員会)

課・室名 スポーツ健康課

件名	子供たちが自分で自分の身を守る能力を育む教材について										
内 容	<p>(1) 経緯 通学途中の子供たちが巻き込まれる事件が全国で相次ぎ、新たな視点から子供の危険予測・危険回避能力を身につけさせるため、令和元年7月に「子供たちが自分で自分の身を守る能力を育む検討会」を立ち上げ、3回の検討会で安全教育(防犯)を充実させる方策を検討し、教材を作成した。</p> <p>(2) 委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 渡邊正樹氏 (学校危機管理の専門家 東京学芸大学教職大学院教授 日本安全教育学会理事長)</li> <li>② 山本年男氏 (民間関係 セコム山梨株式会社業務部長)</li> <li>③ 戸澤 聰氏 (登下校安全実施者の代表南アルプス市のスクールガード・リーダー)</li> <li>④ 中島智子氏 (PTAの代表 山梨県PTA協議会副会長)</li> <li>⑤ 廣瀬集一氏 (山梨県保育協議会会長 幼児連携型認定こども園 和泉愛児園園長)</li> <li>⑥ 石原正英氏 (山梨県公立小中学校長会副会長 大塚小学校校長)</li> <li>⑦ 窪田正幸氏 (公立小中学校教員の代表 白根飯野小学校教頭)</li> </ul> <p>(3) 検討会の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1回検討会 (R1.7.23) 決定事項 (方策の内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちが主体的に考える「教材」を作成することを決定</li> </ul> </li> <li>② 第2回検討会 (R1.8.26) 決定事項 (教材づくりの方向性) <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に関する危険予測を中心とした学習内容とすることを決定</li> <li>・系統性をもたせ、特別活動等で実践することを決定</li> </ul> </li> <li>③ 第2回検討会以降 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員からの意見をもとに、教材のたたき台を作成</li> <li>・白根飯野小学校全学年で第1から第4回の模擬授業を実施 (R1.12～R2.1)</li> <li>・「指導重点会議」説明会で、小学校長にR2の指導重点項目である教材を来年度、実践してもらうことの依頼・周知 (R2.2.13)</li> </ul> </li> <li>④ 第3回検討会 (R2.2.18) 決定事項 (教材の内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬授業後の教材原案を検討し、教材内容を決定</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3月末にメールにて市町村教育委員会経由で各公立小学校に発出、また、県民生活部私学・科学振興課経由私立小学校に発出</li> <li>② 4月から各小学校で教材を使い実践し、12月頃アンケートにより検証し、教材の改善を図る</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>○教材の内容 小学生を対象とした教材で、低・中・高学年用があり、それぞれ4つの学習テーマ(どんな人・どんなふうに・どんな場所・どんな時)で、何が、なぜ、危ないかを子供たちに主体的に考えさせる危険を予測する教材。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学習テーマ</th> <th>学習のねらい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回 どんな人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪いことをする人は性別や服装等の見た目ではわからないこと、また、知らない人とは限らないこと。</li> <li>・悪いことをする人は見た目でなく、声をかけてくる・付きまとうなどの行動をとること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第2回 どんなふうに</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に振る舞い、歩くや車で、近づいてくること。</li> <li>・声かけのやり方(どうなふうに)を知ること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第3回 どんな場所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にも入ることができるところは、犯罪が起こりやすい危ない場所であること。</li> <li>・誰にも見えにくい(見られにくい)ところは、犯罪が起こりやすい危ない場所であること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第4回 どんな時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況(人数や時間、季節等)で見えにくい(見られにくい)場所にかわること。</li> <li>・誰にも入りやすい場所や見えにくい場所で、車に人が乗って停まっている時は注意が必要であること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	学習テーマ	学習のねらい	第1回 どんな人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪いことをする人は性別や服装等の見た目ではわからないこと、また、知らない人とは限らないこと。</li> <li>・悪いことをする人は見た目でなく、声をかけてくる・付きまとうなどの行動をとること。</li> </ul>	第2回 どんなふうに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に振る舞い、歩くや車で、近づいてくること。</li> <li>・声かけのやり方(どうなふうに)を知ること。</li> </ul>	第3回 どんな場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にも入ることができるところは、犯罪が起こりやすい危ない場所であること。</li> <li>・誰にも見えにくい(見られにくい)ところは、犯罪が起こりやすい危ない場所であること。</li> </ul>	第4回 どんな時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況(人数や時間、季節等)で見えにくい(見られにくい)場所にかわること。</li> <li>・誰にも入りやすい場所や見えにくい場所で、車に人が乗って停まっている時は注意が必要であること。</li> </ul>
学習テーマ	学習のねらい										
第1回 どんな人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪いことをする人は性別や服装等の見た目ではわからないこと、また、知らない人とは限らないこと。</li> <li>・悪いことをする人は見た目でなく、声をかけてくる・付きまとうなどの行動をとること。</li> </ul>										
第2回 どんなふうに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に振る舞い、歩くや車で、近づいてくること。</li> <li>・声かけのやり方(どうなふうに)を知ること。</li> </ul>										
第3回 どんな場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にも入ることができるところは、犯罪が起こりやすい危ない場所であること。</li> <li>・誰にも見えにくい(見られにくい)ところは、犯罪が起こりやすい危ない場所であること。</li> </ul>										
第4回 どんな時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況(人数や時間、季節等)で見えにくい(見られにくい)場所にかわること。</li> <li>・誰にも入りやすい場所や見えにくい場所で、車に人が乗って停まっている時は注意が必要であること。</li> </ul>										